

大洲市地域強靱化計画

～ 強く、しなやかな きらめく大洲市を目指して ～

平成30年3月策定

(令和4年3月修正)
(令和5年3月修正)

大洲市

はじめに

本市は、これまで数々の水害に見舞われ、一級河川肱川の治水対策をはじめ、地域防災計画の見直しや市内全域における自主防災組織の結成など、防災体制の強化に努めてきました。また、国においては、過去の度重なる大災害から得られた教訓を踏まえ様々な対策が強化されてきました。

しかしながら、阪神・淡路大震災や東日本大震災など想定を超える大規模自然災害は多大な人的・物的被害や復旧・復興の長期化をもたらし、国民の生活・経済に大きなダメージを与えました。

このような事態を避けるためには、『とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための継続的な取組が重要』とされ、国において、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」）という。」が公布・施行されました。

また、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する他の国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定され、愛媛県においても平成28年3月に「愛媛県地域強靱化計画」が策定されました。

本市においても、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震により大きな被害を受けることが想定されており、これら大規模災害から市民の生命を守り被害を最小限に抑えるためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者、地域住民など、様々な関係者が連携・協力しながら国土強靱化に取り組むことが不可欠であることから、「大洲市地域強靱化計画」を策定しました。

今後は、大洲市地域強靱化計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、大規模自然災害等が発生しても最悪の事態に至らぬよう、強靱なまちづくりを計画的に進めていきます。



目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方	1
1 目的	1
2 基本目標	1
3 計画の位置付けと計画期間	2
4 計画の策定手法	3
第2章 脆弱性の評価	4
1 大洲市の特性	4
2 対象とする自然災害	6
3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	10
4 脆弱性評価の実施と結果	11
第3章 強靱化に向けての推進方針	17
1 リスクシナリオごとの対策と推進方針	17
2 施策分野ごとの対策と推進方針	35
第4章 施策の重点化	43
第5章 計画の推進	44
(参考)	45
1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性の評価結果	45
2 推進方針に基づく取組一覧	55

第1章 基本的な考え方

1 目的

東日本大震災や熊本地震災害などの経験を通じ、平時から大規模災害等に対する備えを行うことの重要性が認識され、国においては、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進している。

本市は、一級河川肱川流域において、度重なる浸水被害を受けており、台風や集中豪雨などによる風水害や、今後30年以内の発生確率が70%~80%といわれる南海トラフ地震に対する備えが重要な課題となっている。

大規模自然災害に対して、市民の命や生活、地域社会を守るため、市民や事業者、国、県等と一体となって国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的として本計画を策定する。

2 基本目標

どのような大規模自然災害が発生しようとも、最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会・地域経済を作り上げるために、次の4項目を基本目標として、国土強靱化に関する施策を推進する。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興が図られること

3 計画の位置付けと計画期間

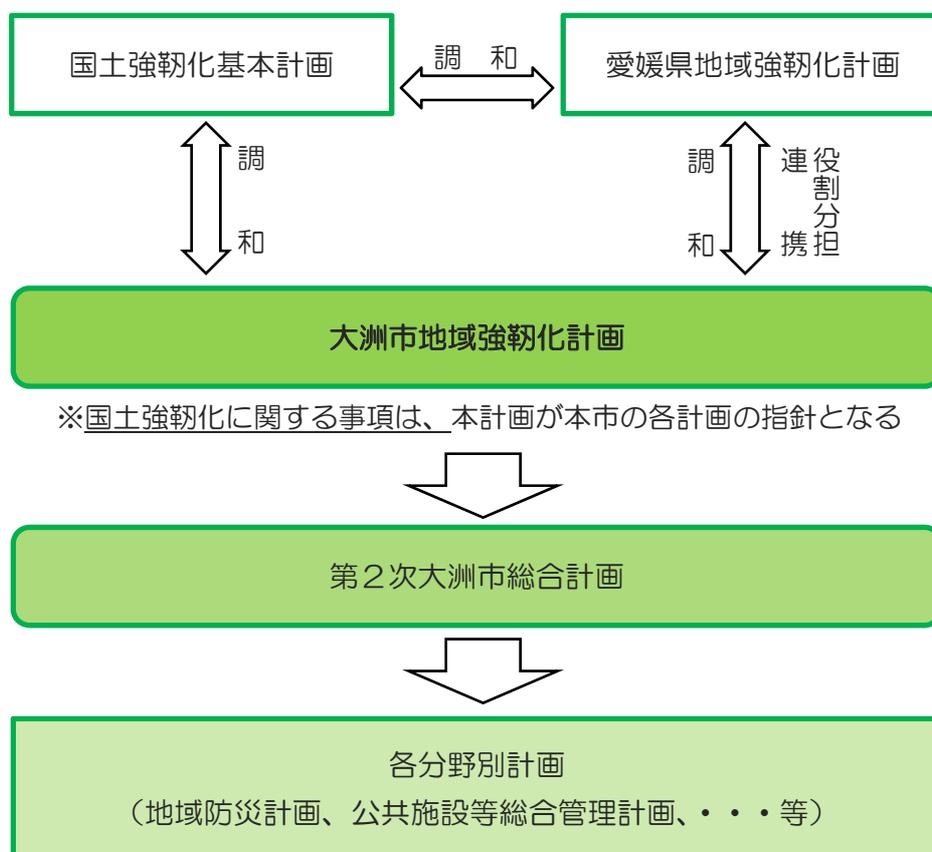
本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画をはじめとする本市の分野別計画の国土強靱化に関する指針として位置付ける。

計画期間は、第2次大洲市総合計画に合わせ平成29年度から平成38年度までとする。

<参考> 国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。



4 計画の策定手法

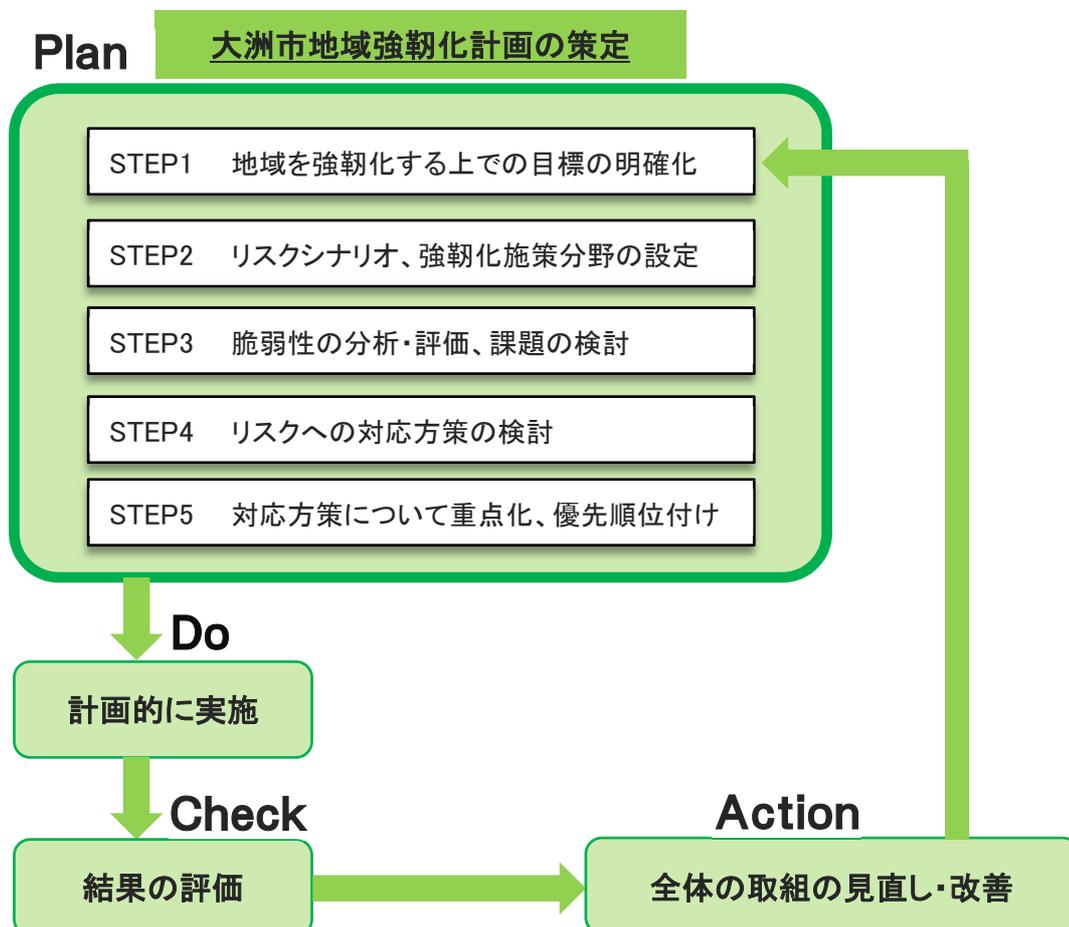
国の基本計画では、基本的な計画の進め方として、

- ①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ②起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位をつけて計画的に実施
- ⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

というPDCAサイクルを繰り返し、国全体の強靱化の取組を推進することとしている。

また、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、府省庁横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチが導入されている。

本市においても、国が用いた手法を参考に以下の枠組みにより計画を策定した。



1 大洲市の特性

(1) 地形・地質

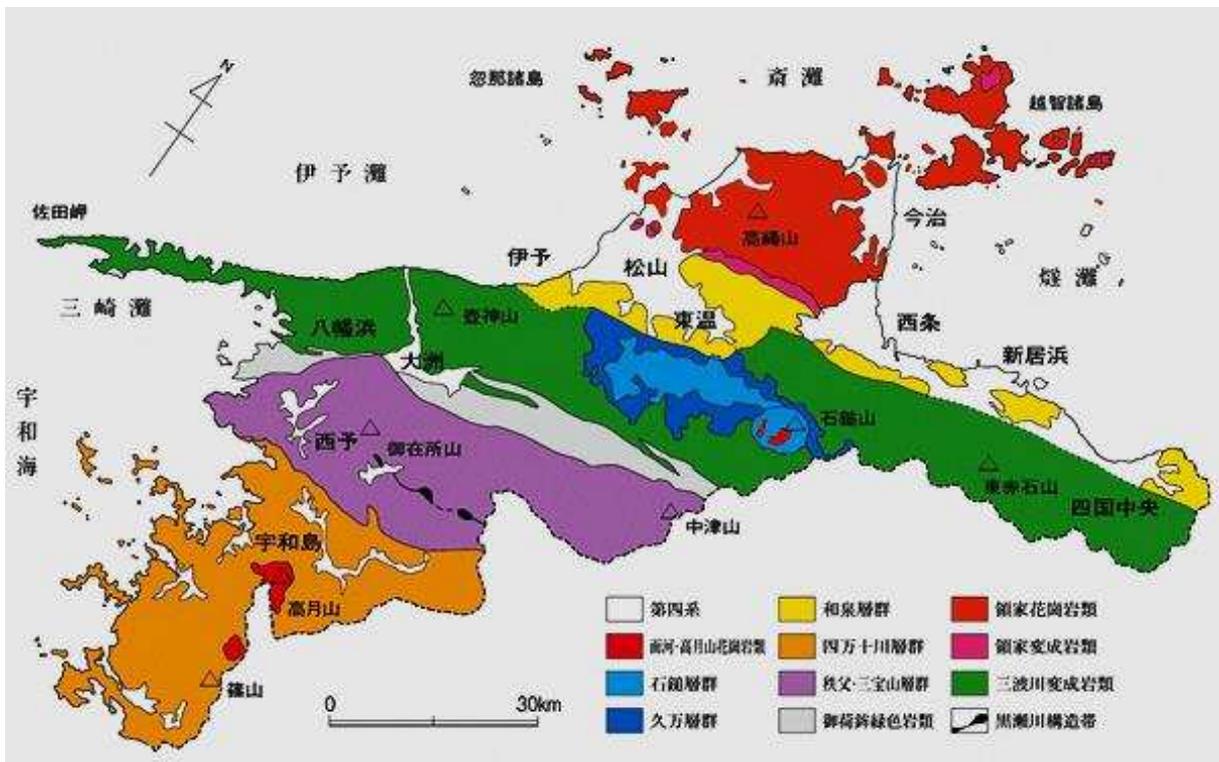
本市は、四国の西部、県都松山市の南西に位置し、東西38km、南北21km、総面積432.22km²で、南から北に流れる肱川とその支流の河辺川、伊予灘の海岸に沿った平地部と、標高300~1,200mの山地からなっている。

肱川は、河床勾配が緩く、河口部が狭あいであるため、水が吐けにくい地形となっており、河川が集中する大洲盆地では、度重なる浸水被害を受けてきた。

大洲盆地の中央部と肱川河口部に市街地が形成され、肱川とその支流、海岸沿いや比較的なだらかな山間部に集落が点在している。

本市は、西南日本の地質を南北に分ける長大な断層「中央構造線」の南側の「外帯」に属し、北から順に三波川(さんばがわ)帯、秩父帯が帯状構造で分布している。三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉾(みかぶ)緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布しているが、このうち三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布域は日本有数の地すべり発生地帯となっている。

愛媛県地質図



出典:愛媛県レッドデータブック

(2) 気候

本市内陸部の気候は、沿岸地域と比べて最低気温と最高気温の差（日較差、年較差）が大きく、日中は気温が上がりやすく、夜中には気温が下がりやすい。また、夏は蒸し暑く、冬は冷え込む寒い気候で、内陸盆地系気候の特徴をもっている。降水量の多い時期は、梅雨期（6月、7月）と台風シーズン（9月）であり、年間降水量は平均して1,700mm前後である。台風の接近による風雨に見舞われることが多く、近年においても大きな被害を受けている。

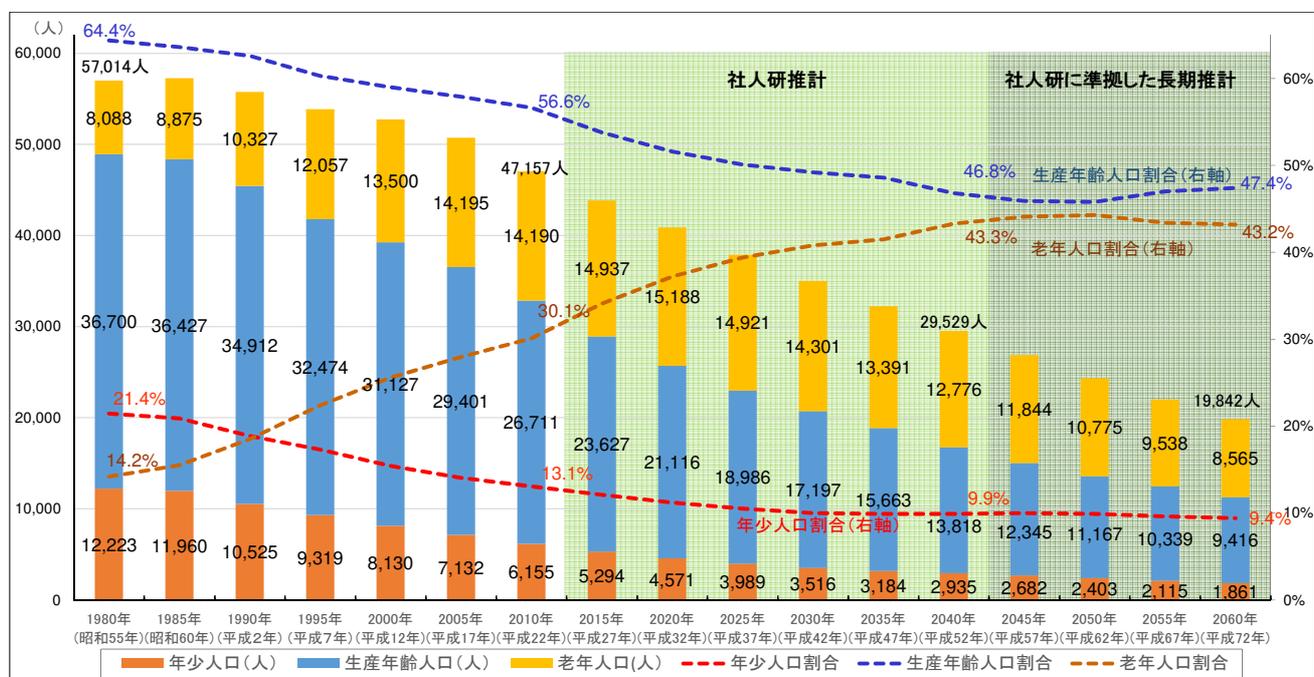
一方、沿岸部は温暖少雨の瀬戸内海性気候で、気象条件には恵まれている。しかし、海陸風の関係で冬の朝は著しく寒いという特徴があり、特に肱川沿岸の陸風は、秋から冬にかけて午前8時前後が最も激しくなるが、これは大洲・喜多の連山に立ちこめた冷たい水霧が、強風を伴い河口に向かって流れ込むため、この現象を一般に「肱川あらし」と呼んでいる。

(3) 人口

本市の人口は、昭和60年国勢調査時の人口57,263人をピークに減少を続け、平成27年国勢調査では、44,086人となっている。特に、人口に占める高齢者人口の割合は、県の割合を大きく上回り、30%を超えている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には、人口が3万人を下回り、高齢者人口の割合は43%程度に推移すると予測されている。

年齢3区分人口の推移と将来予測



出典：大洲市人口ビジョン

注：各年の総人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の和と総人口が一致しない場合や年齢3区分の人口割合の和が100%とならない場合がある。

2 対象とする自然災害

(1) 近年の自然災害による被害

① 風水害

※ 床上浸水以上

発生年月日 ＜原因＞	被害状況
平成7年7月4日 ＜梅雨前線＞	大洲地域 浸水面積878ha、床上浸水753戸、床下浸水402戸 長浜地域 床上・床下浸水40戸 肱川地域 土木被害80か所 河辺地域 土木被害28か所
平成10年10月18日 ＜台風10号＞	大洲地域 浸水面積767ha、床上浸水43戸、床下浸水125戸
平成16年8月31日 ＜台風16号＞	大洲地域 浸水面積951ha、床上浸水289戸、床下浸水251戸、 非住家浸水388戸 長浜地域 床上・床下浸水40戸 肱川地域 一部損壊5戸、床下浸水1戸 河辺地域 一部損壊1戸、道路決壊9か所
平成16年9月6日 ＜台風18号＞	大洲地域 一部損壊79戸 長浜地域 一部損壊4戸 肱川地域 一部損壊4戸 河辺地域 一部損壊1戸、河川損壊1か所、道路決壊9か所
平成16年9月29日 ＜台風21号＞	大洲地域 浸水面積266ha、床上浸水6戸、床下浸水38戸、 非住家浸水45戸 長浜地域 全壊1戸、半壊1戸
平成16年10月19日 ＜台風23号＞	大洲地域 浸水面積415ha、床上浸水1戸、床下浸水9戸、 非住家浸水6戸 長浜地域 死者1人、全壊1戸、半壊1戸
平成17年9月6日 ＜台風14号＞	浸水面積約713ha、住家被害（全壊1戸、一部損壊1戸、床上浸水146戸、床下浸水192戸）、非住家被害180戸、農林被害（農業関係施設26件、農作物等497.5ha）、土木被害（道路26件、河川2件）、公園施設関係15件、文教施設11件、商工業関係122件、水道施設関係2件
平成23年9月20日 ＜台風15号＞	浸水面積約574ha、住家被害（床上浸水70戸、床下浸水85戸）、非住家被害149戸、農林被害（農業関係施設7件、農作物等78.7ha）、土木被害（道路12件、河川3件）、公園施設関係6件、文教施設12件、商工業関係40件、水道施設関係3件
平成30年7月7日 ＜梅雨前線＞	死者5名（うち関連死1名）、重傷者2名、浸水面積約1,372ha、住家被害（全壊395戸、大規模半壊523戸、半壊1,141戸、一部損壊16戸、床上浸水21戸、床下浸水788戸）、非住家被害678戸、農林被害（農業関係施設126件、農作物等708.5ha）、土木被害（河川14件、道路83件、橋梁1件）、公園施設関係11件、文教施設26件、商工業関係1,037件、水道施

	設関係11件
--	--------

② 地震

※ 市内震度4以上

発生年月日	<地震> マグニチュード	市内震度（地域別）	県内の被害状況
平成13年 3月24日	<芸予地震> 6.7	震度5弱：大洲 震度4：長浜・河辺	人的被害：死者1人、負傷者75人 住家被害：全壊2戸、半壊40戸、 一部破損11,196戸
平成14年 10月13日	<豊後水道> 4.9	震度4：大洲	被害なし
平成18年 6月12日	<大分県西部地震> 6.2	震度4：大洲・長浜・ 肱川 震度3：河辺	人的被害：負傷者1人 住家被害：一部損壊1戸
平成18年 9月26日	<伊予灘> 5.3	震度4：大洲 震度3：長浜・肱川	被害なし
平成26年 3月14日	<伊予灘> 6.1	震度4：全地域	人的被害：負傷者1人 住家被害：一部損壊9戸

(2) 対象とする自然災害

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とする。

① 風水害

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。このような背景から、国においては、水防法の規定により、新たに想定最大規模の降雨（肱川流域の48時間総雨量811mm）を対象とした浸水想定区域の指定が義務付けられた。

本市では、度々、台風等の豪雨による浸水被害を受けており、地質上の特性や中山間地域に集落が点在している状況等から土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

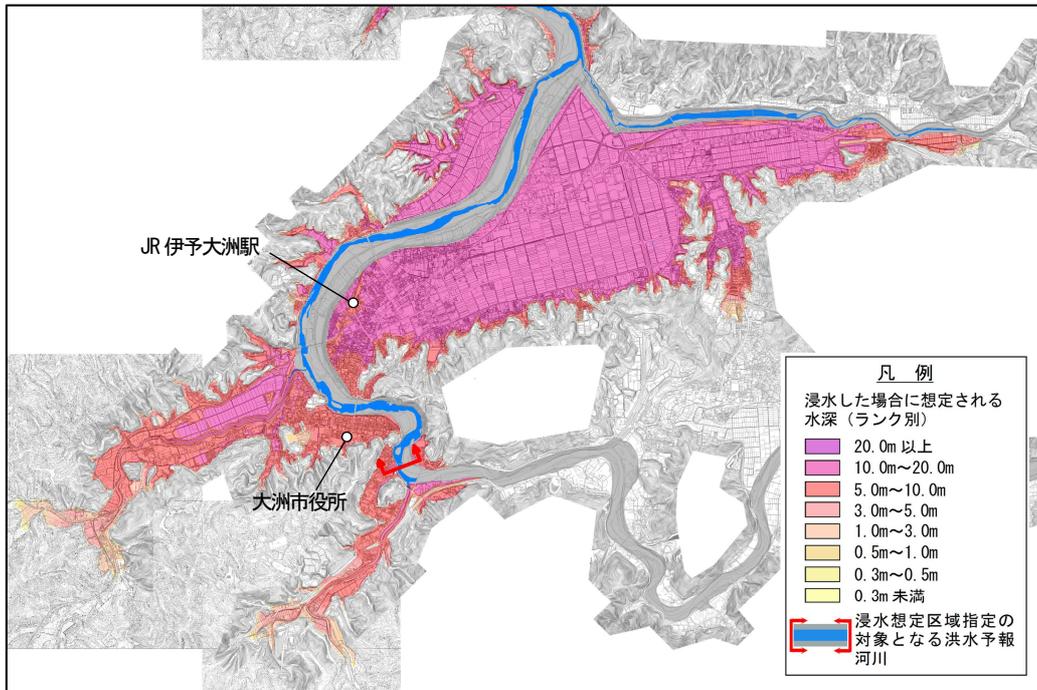
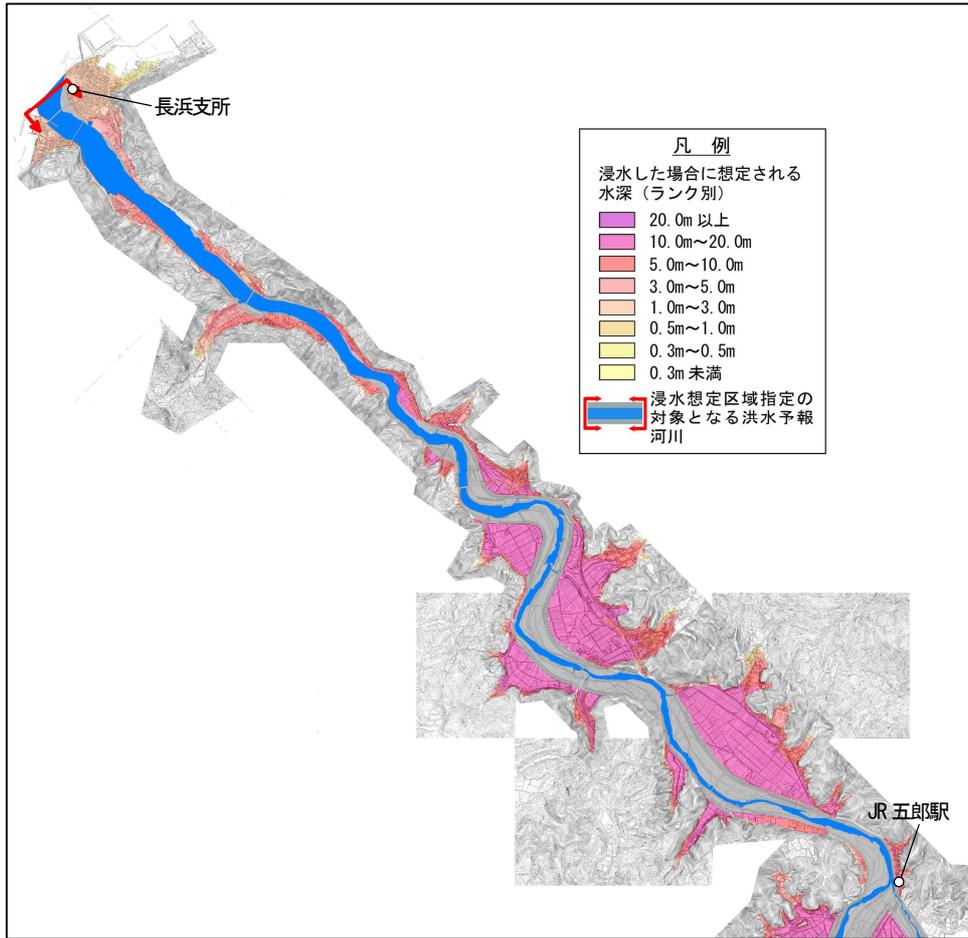


H16.8 台風16号による東大洲地区の浸水



H23.9 台風15号による阿蔵地区の浸水

肱川水系肱川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



出典:国土交通省四国地方整備局 浸水想定区域図(平成 28 年告示第 80 号)

② 南海トラフ地震

南海トラフ沿いでは、約100～200年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）から約70年が経過している。国の調査機関によると、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

また、平成25年に県が公表した地震被害想定調査では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本市の被害は、最悪のケースで死者は500人、全壊・焼失建物は約9,300棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されている。

被害が最大となる「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」の被害想定

＜建物被害（冬18時：強風）＞

単位：棟

被害区分	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災 (焼失棟数)	合計
全壊	6,710	330	92	59	2,128	9,319
半壊	9,315	505	214	390	—	10,425

※端数処理の関係上、各被害区分の棟数の和と合計が一致しない場合がある。

＜屋外転倒・落下物の発生（冬18時：強風）＞

区 分	件数
ブロック塀・自動販売機等の転倒（件）	1,638
屋外落下物が発生する建物棟数（棟）	9,153

＜人的被害（冬深夜：強風）＞

単位：人

被害区分	建物倒壊	土砂災害	津波	火災	ブロック塀 倒壊等	合計
死者数	390	7	47	40	0	484
負傷者数	3,023	9	3	23	0	3,058

＜自力脱出困難者・要救助者（冬深夜：強風）＞

単位：人

被害区分	人数
揺れに伴う自力脱出困難者	879
津波による要救助者	10

出典：愛媛県地震被害想定調査（平成25年12月）

3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

本計画では、国の基本計画における目標との調和及び県との連携を図りながら、4つの基本目標を達成するため、大規模な自然災害に対して7つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなる24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	人命の保護	1-1	巨大地震による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模風水害による市街地等の浸水
		1-4	大規模土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大
2	迅速な救助・救急、医療活動	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
		2-4	医療機能等の麻痺
		2-5	避難所の機能不足等に伴う避難生活における支障の拡大
3	行政機能・情報通信機能の確保	3-1	職員不足・施設損壊等による行政機能の大幅な低下
		3-2	情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能
4	経済活動の機能維持	4-1	事業活動が再開できないことによる経済活動の低下
		4-2	食料等の生産・供給の停滞
		4-3	物流機能の大幅な低下
5	ライフラインの確保	5-1	ライフラインの長期間にわたる機能停止
		5-2	交通ネットワークの分断
6	二次災害の抑制	6-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大
		6-2	ため池、堤防等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-3	有害物質の拡散・流出
		6-4	農地、森林等の荒廃や風評被害による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興	7-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	支援の遅れによる被災者の生活再建の大幅な遅れ

4 脆弱性評価の実施と結果

脆弱性評価は、大規模自然災害に対して、どのような脆弱性（地域の弱点）があり、その脆弱性を克服するために何が必要かを洗い出すという、計画を策定するうえで重要な作業であり、「3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態」で設定した“起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）”を回避するために、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて、次のポイントを考慮して分析・評価を行った。

- 起きてはならない最悪の事態を回避するために何が必要か
- ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせているか
- 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせているか
- 代替性やバックアップ体制が確保できているか

脆弱性評価結果の概要は次のとおりである。

- ・起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の欄の●は各シナリオを引き起こす個別要因
- ・脆弱性評価結果の概要の欄は、評価の結果、脆弱性を克服するために必要と判明した取組
- ・評価結果の詳細については巻末に添付

事前に備えるべき目標		1 人命の保護
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要（必要な取組）
1-1	巨大地震による多数の死傷者の発生 ●住宅・建築物等の倒壊等 ●避難路等の閉塞 ●住宅・建築物等の火災	○住宅・建築物等の耐震化対策 ○災害対策の拠点や避難所となる公共施設の早急な耐震化 ○ブロック塀や電柱の倒壊による避難路の閉塞対策 ○同時多発火災に対応できる消防体制の整備 ○住宅密集地での延焼防止対策
1-2	大規模津波による多数の死傷者の発生 ●海岸保全施設等の機能喪失 ●津波が到達するまでに避難ができない	○海岸保全施設及び河川管理施設の耐災害性強化 ○護岸開口部の閉鎖・閉塞対策 ○沿岸部や河口周辺部における迅速な避難体制の確立 ○避難路の整備や避難場所の確保
1-3	大規模風水害による市街地等の浸水 ●治水施設等が機能しない	○河川堤防等の治水施設整備の着実な促進 ○樋門やダム等の河川構造物の適正な維持管理と長寿命化対策 ○海岸整備や既存施設の機能保全・強化 ○雨水ポンプ場等の排水施設の整備や既存施設の適正な維持管理と耐震化
1-4	大規模土砂災害による多数の死傷者の発生 ●住宅等が土砂に飲み込まれる ●農林業施設等が土砂に飲み込まれる	○土砂災害防止施設の整備や土砂災害の区域指定の推進 ○砂防関係施設の老朽化対策 ○想定規模以上の土砂災害（深層崩壊等）対策 ○農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害防止対策

		<ul style="list-style-type: none"> ○ため池等農業用施設の耐震対策や洪水対策とため池の決壊による被害防止対策 ○森林が有する多面的機能の維持
1-5	<p>情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震情報や避難情報等が伝わらない ●適切な避難誘導が行えない ●適切な避難行動がとれない ●地域で助け合えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に必要な情報を確実に伝達できる体制の整備 ○適切な避難勧告や避難指示（緊急）等の発令 ○「タイムライン（防災行動計画）」の作成 ○市民一人ひとりの防災・減災意識の高揚 ○災害対応の基本となる「自助」の推進 ○自主防災組織等による共助の推進 ○地域の核となる学校を通じた地域防災力の向上 ○要配慮者の迅速な避難を支援する体制整備

事前に備えるべき目標		2 迅速な救助・救急、医療活動
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価結果の概要（必要な取組）
2-1	<p>食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食料・飲料水等の枯渇 ●救援物資が届かない 	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の耐震化や老朽化対策 ○応急給水体制や広域的な応援体制の整備 ○家庭備蓄の啓発 ○災害時に特に需要のある物資の確保、備蓄 ○燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備 ○救援物資を受け入れる拠点の確保と受入体制の整備 ○他自治体との相互応援協定の実効性の向上 ○物資の供給や輸送に関する民間企業等との協定の締結と連携体制の維持・強化 ○緊急輸送道路や港湾の災害対応力の強化
2-2	<p>多数かつ長期にわたる孤立集落の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多数の孤立集落の発生 ●孤立状態の長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ○代替ルートの確保や避難路等の整備 ○道路や航路等の早期啓開体制の整備 ○外部との通信手段の確保 ○消防防災ヘリなどによる空からの救出・救助や物資輸送のための環境整備
2-3	<p>警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防施設の損壊による救助・救急機能の喪失 ●人員・資源不足による救助・救急活動の停滞 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防署等の耐震化と災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実 ○自衛隊、警察、消防、海保等との連携強化と各種訓練の実施 ○災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備 ○消防団員の確保と装備資機材の充実
2-4	<p>医療機能等の麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー供給途絶による医療機能等の喪失 ●資源不足による医療機能等の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関における自家発電設備や燃料タンクの設置 ○エネルギー関係事業者との連携強化 ○「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実 ○ドクターヘリ等による重症患者等の広域搬送に向けた環境整備

		<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品・医療資機材の適切かつ迅速な供給体制の整備 ○難病患者等の慢性疾患患者への迅速な対応 ○ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備による情報共有環境の構築 ○電子カルテのクラウド化によるデータバックアップ機能の整備 ○救援医療受入体制の整備
2-5	<p>避難所の機能不足等に伴う避難生活における支障の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所を開設できない ●想定を超える帰宅困難者等の発生 ●被災地・避難所における感染症の集団発生 ●衛生環境の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の耐震化と拡充 ○避難所の迅速な開設と運営体制の構築 ○避難者が安心して生活できる支援体制の整備 ○公衆無線LAN環境の整備 ○事業所や学校等における必要物資の備蓄 ○大規模商業施設等との協定による帰宅困難者や避難者の受入体制の整備 ○交通インフラの早期復旧のための計画や体制の整備 ○帰宅困難な観光客に対する適切な対応 ○感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備 ○近隣市町と連携した広域火葬体制の構築

事前に備えるべき目標		3 行政機能・情報通信機能の確保
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価結果の概要（必要な取組）
3-1	<p>職員不足・施設損壊等による行政機能の大幅な低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の被災による行政機能の喪失 ●災害対策本部の機能低下 ●職員不足による機能の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業継続計画（BCP）の適切な改定 ○初動対応マニュアルの整備 ○被害を受けにくい各情報通信システムの構築 ○情報収集・共有機能の強化 ○災害対策拠点の耐震化や津波対策の推進 ○非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策 ○災害対策本部の執務環境の整備と代替施設の確保 ○災害対策本部の要員による各種研修や訓練の実施 ○職員の防災士の資格取得の促進 ○他自治体職員等の受援計画の策定
3-2	<p>情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災拠点施設の情報通信の停止 ●テレビ・ラジオ放送の中断 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源の整備や燃料の確保 ○情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の災害対策 ○防災拠点における公衆無線LAN環境の整備 ○通信事業者との連携強化 ○同報系防災行政無線など情報通信施設の整備 ○災害情報共有システム（Lアラート）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実 ○市災害情報メール等、各種災害情報メールの普及促進

事前に備えるべき目標		4 経済活動の機能維持
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
4-1	事業活動が再開できないことによる経済活動の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援 ○事業活動の再開に向けた相談・支援体制の整備
4-2	食料等の生産・供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物等の生産基盤の災害対応力強化 ○後継者の確保・育成や経営の効率化などによる持続可能な生産体制の構築 ○一次産業における流通の中心となる農業協同組合等の災害対策 ○農林水産業版事業継続計画 (BCP) の策定の推進
4-3	物流機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体との協定による円滑な緊急輸送体制の整備

事前に備えるべき目標		5 ライフラインの確保
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
5-1	<p>ライフラインの長期間にわたる機能停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの長期間にわたる供給停止 ●水道施設等の長期間にわたる供給停止 ●污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー関係事業者の施設・設備の耐震化や老朽化対策 ○早期供給再開のための非常用資機材の整備や人員の確保 ○各ライフライン事業者による連携体制の強化 ○太陽光、バイオマス等の自立・分散型エネルギーの導入 ○水道施設の耐震化や老朽化対策 ○応急給水体制や広域的な応援体制の整備 ○節水型社会づくりの推進 ○健全な水循環の保全 ○下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化と事業継続計画 (BCP) 等の必要に応じた見直し ○災害に強い合併処理浄化槽への転換促進と適正な管理 ○し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制の整備
5-2	<p>交通ネットワークの分断</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基幹交通ネットワークの分断 ●地域交通ネットワークの分断 ●港湾・漁港施設等の機能停止 ●鉄道施設の機能停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路の災害対応力の強化 ○幹線の代替ルートの確保 ○各種交通施設の耐震化や整備等の災害対策 ○災害に強い地域道路ネットワークの構築 ○効率的な道路啓開のための体制整備 ○道路構造物の計画的な老朽化対策 ○代替ルートとして活用できる農道や林道の災害対策 ○港湾や漁港の耐災害性強化と計画的な老朽化対策 ○鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化

事前に備えるべき目標		6 二次災害の抑制
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
6-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大 ●市街地の延焼拡大 ●建物倒壊等による交通麻痺等による延焼拡大	○ブロック塀や電柱の倒壊による消火活動通路の閉塞対策 ○同時多発火災に対応できる消防体制の整備 ○住宅密集地での延焼防止対策 ○効率的な道路啓開のための体制整備 ○迅速な道路交通情報の把握 ○緊急車両等の通行経路の速やかな確保 ○耐震化の啓発と耐震改修促進法に基づく指導、助言等
6-2	ため池、堤防等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○海岸保全施設及び河川管理施設の耐災害性強化 ○被災箇所への迅速な補修・復旧体制の整備 ○ため池や一定規模以上の農道橋等の耐災害性強化
6-3	有害物質の拡散・流出	○事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導 ○有害物質保有事業者による防災資機材及び事故対応マニュアルの整備 ○原子力防災対策の一層の充実強化
6-4	農地、森林等の荒廃や風評被害による被害の拡大 ●農地、森林等の荒廃 ●風評被害による経済への甚大な影響	○農林漁業団体や地域コミュニティ等による農地や農業用施設等の適切な保全管理 ○森林が有する多面的機能の維持 ○地理的な誤認や消費者の過剰反応による風評被害の防止

事前に備えるべき目標		7 迅速な復旧・復興
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
7-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ ●災害廃棄物の処理の停滞	○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の仮置場の確保と必要な資機材等の整備 ○廃棄物処理施設における燃料の備蓄と地震対策 ○迅速に受け入れできる体制の整備 ○廃棄物処理関係団体等との災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結
7-2	人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ ●復旧・復興を担う人材の不足 ●地域コミュニティの崩壊	○建設会社による事業継続計画（BCP）策定の促進 ○建設業の担い手確保につながる取組 ○広域協定や民間との災害協定の締結 ○他自治体等からの円滑な受援体制の整備 ○災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成 ○災害ボランティアの適切な受入体制の整備 ○地区防災計画の策定の促進 ○地域コミュニティの活性化

		<ul style="list-style-type: none"> ○「小さな拠点」づくり ○移住の促進による地域の担い手の確保
7-3	支援の遅れによる被災者の生活再建の大幅な遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ○地震保険制度の普及促進 ○被災宅地危険度判定士、地震被災建築物応急危険度判定士等の育成 ○被災者生活再建支援法に基づく支援金の速やかな支給体制の整備 ○仮設住宅の建設予定地の選定 ○応急仮設住宅の建設体制の整備 ○民間賃貸住宅の借上げに関する協定の締結 ○住宅の応急修理に関する協定の締結 ○市税の特例措置や各種公共料金の減免措置等の適切な実施体制の整備 ○復興方針の策定体制の整備 ○まちづくりに関する意識の啓発

第3章

強靱化に向けての推進方針

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する本市の取組として、49の対策と107の推進方針を取りまとめ、可能なものについては、計画の達成度や進捗状況を把握するための重要業績評価指標（KPI）を設定した。

また、複数のリスクシナリオにまたがる推進方針があることから、重複するものを排除するとともに、実効性向上の観点から、施策分野ごとに対策と推進方針を整理する作業を行った。

※重要業績評価指標（KPI）とは・・・

目標の達成に向けてプロセスが適切に実行されているかどうかを計測するための指標。

本計画では、令和3年3月の改正において、令和2年度の数値を現状値として、本計画期間の最終年にあたる令和8年度の数値を目標値として設定した。

1 リスクシナリオごとの対策と推進方針

リスクシナリオごとの対策と推進方針は次のとおりである。

目標1 人命の保護

起きてはならない最悪の事態	巨大地震による多数の死傷者の発生	1-1																								
個別の事態	住宅・建築物等の倒壊等	1-1-1																								
対策	住宅・建築物等の耐震化等																									
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化については、大洲市耐震改修促進計画に基づき、生命を守る耐震対策の重要性に関する啓発を行いながら、被害の軽減を目指して促進する。 ○ 住宅の耐震診断・改修費の助成制度については、活用しやすい制度への見直しを行いながら、市民への周知を図る。 																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状> (R3年度)</th> <th colspan="2"><目標値> (R8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td></td> <td>耐震化率 ※R9年3月末時点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>－ %</td> <td>住宅</td> <td>－ % ※</td> </tr> <tr> <td>多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1項第1号)</td> <td>84.5%</td> <td>多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1項第1号)</td> <td>－ % ※</td> </tr> <tr> <td>木造住宅耐震診断戸数 (H17からの累計)</td> <td>84戸</td> <td>※R4年度の大洲市耐震改修促進計画の見直しに合わせて目標値を設定 木造住宅耐震診断戸数</td> <td>200戸</td> </tr> <tr> <td>木造住宅耐震診断戸数 (H23からの累計)</td> <td>14戸</td> <td>木造住宅耐震診断戸数 (H23からの累計)</td> <td>80戸</td> </tr> </tbody> </table>	<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)		耐震化率		耐震化率 ※R9年3月末時点		住宅	－ %	住宅	－ % ※	多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1項第1号)	84.5%	多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1項第1号)	－ % ※	木造住宅耐震診断戸数 (H17からの累計)	84戸	※R4年度の大洲市耐震改修促進計画の見直しに合わせて目標値を設定 木造住宅耐震診断戸数	200戸	木造住宅耐震診断戸数 (H23からの累計)	14戸	木造住宅耐震診断戸数 (H23からの累計)	80戸	
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)																								
耐震化率		耐震化率 ※R9年3月末時点																								
住宅	－ %	住宅	－ % ※																							
多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1項第1号)	84.5%	多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1項第1号)	－ % ※																							
木造住宅耐震診断戸数 (H17からの累計)	84戸	※R4年度の大洲市耐震改修促進計画の見直しに合わせて目標値を設定 木造住宅耐震診断戸数	200戸																							
木造住宅耐震診断戸数 (H23からの累計)	14戸	木造住宅耐震診断戸数 (H23からの累計)	80戸																							
	○ 多くの人が利用する学校、社会福祉施設、医療施設、市営住宅をはじめ、災害対策の拠点や避難所となる庁舎や消防施設、公民館、体育施設等については、公共施設等総合管理計画に基づき																									

施設の最適化を図りながら、計画的に改築や耐震改修を行う。

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
耐震化の推進 (耐震施設数/施設数)		耐震化の推進 (耐震施設数/施設数)	
保 育 所	8/13箇所	保 育 所	10/12箇所
公 民 館	19/33館	公 民 館	21/33館
体育施設	18/20施設	体育施設	19/21施設
市営住宅	113/262棟	市営住宅	114/257棟
庁 舎	2/4施設	庁 舎	3/4施設

- つり天井など非構造部材の耐震対策、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの災害対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める。

個別の事態	避難路等の閉塞	1-1-2
対 策	避難路等の閉塞対策	
推 進 方 針		

- 空き家の適切な管理や有効活用をはじめ、老朽化した危険な空き家の除却を促進するとともに、ブロック塀の耐震化や無電柱化を促進し避難路等の安全対策を推進する。

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
危険空き家除却戸数	74戸 (累計)	危険空き家除却戸数	150戸 (累計)
空き家バンク登録物件数	140件	空き家バンク登録物件数	200件
空き家バンク成約物件数	92件	空き家バンク成約物件数	100件

個別の事態	住宅・建築物等の火災	1-1-3
対 策	火災対策	
推 進 方 針		

- 住宅が密集する市街地については、狭あいな道路の拡幅や公園等空地の確保に努めるとともに、市民への意識啓発等により火災の予防や被害軽減を図る取組を進める。

- 市内各地で同時発生した火災等にも対応できる消防の体制整備・広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、消防団員の確保等の対策を進める。

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
消防詰所の耐震化率	93.5%	消防詰所の耐震化率	99%
消防団員定数に対する実人数割合	88.3%	消防団員定数に対する実人数割合	100%

起きてはならない最悪の事態	大規模津波による多数の死傷者の発生	1-2
個別の事態	海岸保全施設等の機能喪失	1-2-1
対 策	海岸保全施設等の整備・耐震化	
推 進 方 針		
○ 堤防・護岸・樋門等の海岸保全施設や河川管理施設については、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的かつ着実に促進する。		
○ 津波到達前における確実な護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作員の安全確保に向けて定期的な点検や操作体制を整備する。		
個別の事態	津波が到達するまでに避難ができない	1-2-2

対 策	迅速な避難体制の確立	
推 進 方 針		
○ 津波が到達するまでに確実な避難を行うことができるように、避難路の整備や避難場所の確保等の対策を進める。		
	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)
	南海トラフ地震臨時情報「半割れケース」 発表に伴う事前避難対象地域の設定 未設定 市ホームページでの周知 未周知 広報誌での周知 未周知 事前避難対象地域での避難訓練 未実施	南海トラフ地震臨時情報「半割れケース」 発表に伴う事前避難対象地域の設定 市ホームページでの周知 広報誌での周知 年1回 事前避難対象地域での避難訓練 年1回

起きてはならない最悪の事態	大規模風水害による市街地等の浸水	1-3
個別の事態	治水施設等が機能しない	1-3-1
対 策	治水施設等の整備	
推 進 方 針		
○ 「肱川水系河川整備計画」や「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川堤防、樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に促進するとともに、樋門、ダム等の河川構造物の適切な維持管理や計画的な長寿命化対策を促進する。		
	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)
	肱川堤防整備率※ 国 90.2%・県 33.0% (国管理箇所延長 37.2km) (県管理箇所延長 15.9km) ※堤防整備率は肱川水系河川整備計画に対するもの。	肱川堤防整備率※ 国 100%・県 100% (国管理箇所延長 37.2km) (県管理箇所延長 15.9km) ※堤防整備率は肱川水系河川整備計画に対するもの。
○ 高潮・波浪等による被害の拡大防止に向けて、海岸保全基本計画に基づき海岸整備や既存施設の機能保全・強化を促進する。		
○ 雨水ポンプ場等の排水施設の整備や既存施設の適正な維持管理・耐震化を進めるとともに、肱川減災対策計画に基づき、内水による浸水被害の軽減を図る取組を行う。		
	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)
	下水道による雨水整備率 19.8% ポンプ排水業務委託箇所数 6地区7箇所	下水道による雨水整備率 21.0% ポンプ排水業務委託箇所数 7地区8箇所

起きてはならない最悪の事態	大規模土砂災害による多数の死傷者の発生	1-4
個別の事態	住宅等が土砂に飲み込まれる	1-4-1
対 策	土砂災害防止施設等の整備	
推 進 方 針		
○ 国や県等と連携しながら、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進する。		
	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)
	急傾斜地崩壊危険箇所の整備率 50.2% ※ランクⅠ（人家が5戸以上等を保全する箇所）を対象	急傾斜地崩壊危険箇所の整備率 54.0% ※ランクⅠ（人家が5戸以上等を保全する箇所）を対象

地すべり危険個所の整備率	30.9%	地すべり危険個所の整備率	32.0%
土石流危険個所の整備率	28.4%	土石流危険個所の整備率	30.0%
※ランクI（人家が5戸以上等の溪流）を対象		※ランクI（人家が5戸以上等の溪流）を対象	
土砂災害警戒区域指定率	99.9%	土砂災害警戒区域指定率	100%
○ 砂防関係施設については、適切な維持管理や施設の老朽化対策を計画的に促進する。			
○ 国・県や関係機関と連携し、想定規模以上の土砂災害（深層崩壊等）の発生に備えた対策等について検討する。			
個別の事象	農林業施設等が土砂に飲み込まれる		1-4-2
対策	農地・森林保全施設の整備		
推進方針			
○ 農地地すべり防止区域や林野地すべり防止区域においては、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害防止に向けて対策工事を着実に促進する。			
		<現 状>（R3年度）	<目標値>（R8年度）
		農地地すべり防止区域整備着手数（県） 20箇所	農地地すべり防止区域整備着手数（県） 27箇所
○ ため池等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を進めるとともに、ため池ハザードマップを作成する。			
○ 森林が有する多面的機能を維持するため、治山事業等による山地災害防止対策や間伐等による森林の適正な管理・保全を着実に進める。			
		<現 状>（R3年度）	<目標値>（R8年度）
		森林経営計画面積 5,495ha 間伐等の面積 311ha	森林経営計画面積 6,950ha 間伐等の面積 360 ha

起きてはならない最悪の事象	情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大	1-5	
個別の事象	地震情報や避難情報等が伝わらない	1-5-1	
対策	情報伝達手段の多様化等		
推進方針			
○ 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、市災害情報メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。			
システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。			
		<現 状>（R3年度）	<目標値>（R8年度）
		防災行政無線のデジタル化率 100% 市災害情報メール登録者数 2,944人 スマートフォンアプリ登録者数 2,225人	防災行政無線のデジタル化率 100% 市災害情報メール登録者数 5,000人 スマートフォンアプリ登録者数 5,000人
個別の事象	適切な避難誘導が行えない	1-5-2	
対策	適切な避難誘導		
推進方針			

- 空振りを恐れず、住民に対し適切な避難情報を発令できるよう、内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保等を行う。

＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）
避難情報発令基準の適宜見直し、情報伝達体制の構築中	避難情報発令基準の適宜見直し、情報伝達体制の構築

- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害だけでなく、大地震等に備え、市や防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。

＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）
市及び関係機関のタイムラインの作成 作成済	市及び関係機関のタイムラインの適宜見直し

個別の事態	適切な避難行動がとれない	1-5-3
対 策	防災意識の向上（自助の推進）	
推 進 方 針		

- ホームページや広報紙など、あらゆる機会を通じて、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を継続して行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。

地 震：震度・建物被害〔地震防災マップ〕、液状化危険度、大規模盛土造成地
 津波・洪水・高潮：浸水深、到達時間、沿岸部標高〔洪水・浸水区域図〕
 土砂災害：急傾斜地崩壊・地すべり危険箇所・土石流危険渓流・土砂災害（特別）警戒区域〔土砂災害危険箇所マップ〕

原子力災害：原子力災害避難区域図

＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）
統合型ハザードマップの作成 作成済	統合型ハザードマップの適宜見直し
Web版ハザードマップの作成 作成済	Web版ハザードマップの適宜見直し
土砂災害（特別）警戒区域を記載した紙版ハザードマップの作成 未作成	土砂災害（特別）警戒区域を記載した紙版ハザードマップの作成

- 市民に対し、シェイクアウト訓練や各地区自主防災組織による訓練・研修への積極的な参加を促し、災害対応の基本となる「自助」を推進する。

＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）
シェイクアウト訓練実施回数 年1回	シェイクアウト訓練実施回数 年1回

個別の事態	地域で助け合えない	1-5-4
対 策	地域防災力の強化（共助の推進）	
推 進 方 針		

- 自主防災組織活動の活性化や区入りの促進、また、防災士等の地域防災リーダーの育成や資機材整備に積極的に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図る。

＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）
自主防災組織訓練実施率(年1回以上) 33.3%	自主防災組織訓練実施率(年1回以上) 100%
区入世帯率 64.4%	区入世帯率 66.4%
防災士資格取得者数 363人	防災士資格取得者数 500人
地区防災計画の策定数 26地区	地区防災計画の策定数 33地区

- 学校等において、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格

の取得による指導力の向上を図るなど、地域の核となる学校を通じた地域防災力の向上を積極的に推進する。	
＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）
教職員の防災士資格取得の推進 小中学校…各2人以上 17/20校 幼稚園 …各1人以上 0/2園	教職員の防災士資格取得の推進 小中学校…各2人以上 20/20校 幼稚園 …各1人以上 2/2園
○ 高齢者、障がい者、乳幼児など、特に配慮を要する「要配慮者」の迅速な避難を支援できるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供するなど、地域における避難支援体制を整備するとともに福祉避難所の拡充を図る。	
＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）
個別避難計画の作成率 45.5% 福祉避難所数 20箇所	個別避難計画の作成率 100% 福祉避難所数 21箇所

目標 2 迅速な救助・救急、医療活動

起きてはならない最悪の事態	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-1								
個別の事態	食料・飲料水等の枯渇	2-1-1								
対 策	食料・飲料水等の確保対策									
推 進 方 針	<p>○ 水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に推進するとともに、応急給水体制や広域的な応援体制を整備する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜現 状＞（R3年度）</td> <td style="text-align: center;">＜目標値＞（R8年度）</td> </tr> <tr> <td>上水道基幹管路耐震適合率 27.1%</td> <td>上水道基幹管路耐震適合率 33.5%</td> </tr> </table> <p>○ ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じて、市民に対し、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を呼びかける。</p> <p>○ 個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある食料や飲料水等の備蓄拡充を計画的に進め、各地区に分散配備を行うとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を推進し流通備蓄の確保を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜現 状＞（R3年度）</td> <td style="text-align: center;">＜目標値＞（R8年度）</td> </tr> <tr> <td> 食料及び飲料水の備蓄量 食料 15,000食 飲料水 15,000ℓ 衛生用品の備蓄量 おむつ（こども） 0人分 おむつ（こども） 0人分 液体ミルク 0人分 生理用品 0人分 </td> <td> 食料及び飲料水の備蓄量 食料 15,000食 飲料水 15,000ℓ 衛生用品の備蓄量 おむつ（こども） 130人分 おむつ（こども） 220人分 液体ミルク 40人分 生理用品 1,140人分 </td> </tr> </table> <p>○ 国・県や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る。</p>		＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）	上水道基幹管路耐震適合率 27.1%	上水道基幹管路耐震適合率 33.5%	＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）	食料及び飲料水の備蓄量 食料 15,000食 飲料水 15,000ℓ 衛生用品の備蓄量 おむつ（こども） 0人分 おむつ（こども） 0人分 液体ミルク 0人分 生理用品 0人分	食料及び飲料水の備蓄量 食料 15,000食 飲料水 15,000ℓ 衛生用品の備蓄量 おむつ（こども） 130人分 おむつ（こども） 220人分 液体ミルク 40人分 生理用品 1,140人分
＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）									
上水道基幹管路耐震適合率 27.1%	上水道基幹管路耐震適合率 33.5%									
＜現 状＞（R3年度）	＜目標値＞（R8年度）									
食料及び飲料水の備蓄量 食料 15,000食 飲料水 15,000ℓ 衛生用品の備蓄量 おむつ（こども） 0人分 おむつ（こども） 0人分 液体ミルク 0人分 生理用品 0人分	食料及び飲料水の備蓄量 食料 15,000食 飲料水 15,000ℓ 衛生用品の備蓄量 おむつ（こども） 130人分 おむつ（こども） 220人分 液体ミルク 40人分 生理用品 1,140人分									
個別の事態	救援物資が届かない	2-1-2								
対 策	救援物資の受入体制の整備									

推進方針	
○ 災害の規模・状況に応じて市外等から救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う。	
<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)
救援物資集積場所の確保 見直し中	救援物資集積場所の確保・見直し、受入訓練の実施
○ 大規模災害に備え締結している他自治体との相互応援協定に基づき、連携した防災訓練等の実施や内容の見直し、詳細なマニュアルの作成など、協定の実効性の向上を図る。	
○ 災害時における食料や飲料水などの救援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行い、連携体制の維持・強化を図る。	
<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)
協定企業・団体数 25企業・団体	協定企業・団体数 30企業・団体 連携体制の維持・強化
○ 大規模災害時の救命・救出活動や救援物資の輸送等を担う高速道路ネットワークにおける「大洲・八幡浜自動車道」の早期整備や、暫定2車線区間(四国縦貫自動車道(松山IC~大洲IC)、一般国道56号大洲道路)の早期4車線化、また、これらを補完する道路の改築等を着実に促進する。	

起きてはならない最悪の事態	多数かつ長期にわたる孤立集落の発生	2-2
個別の事態	多数の孤立集落の発生	2-2-1
対 策	孤立化の防止対策	
推進方針	<p>○ 農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における災害対策を着実に進める。</p> <p>○ 国や県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する。</p>	
個別の事態	孤立状態の長期化	2-2-2
対 策	孤立集落対策の充実	
推進方針	<p>○ 衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、消防防災ヘリ等による空からの救出・救助や物資の輸送等に必要な飛行場外臨時離着陸場の確保や整備を進める。</p>	

起きてはならない最悪の事態	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞	2-3
個別の事態	消防施設の損壊による救助・救急機能の喪失	2-3-1
対 策	救助・救急活動拠点の機能強化	

推進方針		
○ 救助・救急活動の拠点となる消防署等の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。		
＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）
消防本部本庁移転・建替 0/1施設		消防本部本庁移転・建替 1/1施設
個別の事態	人員・資源不足による救助・救急活動の停滞	2-3-2
対 策	救助・救急体制の連携・整備	
推進方針		
○ 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練により災害対処能力の向上を図る。		
＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）
県・市町合同図上訓練回数 中止※		県・市町合同図上訓練回数 年1回
県・市町合同訓練回数 中止※		県・市町合同訓練回数 年1回
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため。		
○ 災害の規模・状況に応じて全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う。		
＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）
救援機関の受入拠点の確保 未確保		救援機関の受入拠点の確保
受入訓練の実施 未実施		受入訓練の実施
○ 地域防災の中核を担う消防団員について、県や関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る。		
＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）
消防団員定数に対する実人数割合 88.3%〔再掲〕		消防団員定数に対する実人数割合 100%〔再掲〕

起きてはならない最悪の事態	医療機能等の麻痺	2-4
個別の事態	エネルギー供給途絶による医療機能等の喪失	2-4-1
対 策	エネルギー供給の途絶対策	
推進方針		
○ 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。		
○ エネルギー関係事業者は、施設・設備等の耐震化や津波対策などの災害対策を進めるとともに、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、関係機関との連携強化に努める。		
個別の事態	資源不足による医療機能等の喪失	2-4-2
対 策	災害医療体制の充実・強化	
推進方針		
○ 大規模災害時における迅速かつ的確な医療救護活動等の展開に向けて、災害医療コーディネー		

ターを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づき災害医療体制の充実強化を図る。

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
災害対策医療会議回数	年2回	災害対策医療会議回数	年2回
大洲・喜多災害医療担当者会	年2回	大洲・喜多災害医療担当者会	年2回

- 大規模災害時におけるドクターヘリ等による重症患者等の広域搬送に向けて、ランデブーポイント指定箇所数の拡大や整備を推進する。

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
県薬剤師会との協定締結	締結済	県薬剤師会との協定締結	締結
医薬品等の備蓄	未整備	医薬品等の備蓄	備蓄・管理(薬剤師会に委託)

- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化やICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備、また、対象者名簿の作成・連絡体制の確保、電子カルテのクラウド化等によるデータのバックアップ機能の整備を推進する。

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
地域医療ネットワーク導入病院数	5病院	地域医療ネットワーク導入病院数	10病院
電子カルテのクラウド化実施病院数	1病院	電子カルテのクラウド化実施病院数	3病院

- 迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの円滑な受け入れのため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備するとともに、各システムを円滑に活用するための人材を育成する。

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
システム操作等研修実施病院数	5病院	システム操作等研修実施病院数	5病院

起きてはならない最悪の事態	避難所の機能不足等に伴う避難生活における支障の拡大	2-5								
個別の事態	避難所を開設できない	2-5-1								
対 策	避難所の早期開設・機能充実									
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の耐震化を計画的に推進するとともに、避難所の立地状況や収容可能人数、災害の規模・程度に応じて市民等を収容できる避難所の指定・拡充を図る。 ○ 避難所の安全を確認した上での迅速な開設や自主防災組織等と連携した運営体制の構築を図る。 ○ 避難者それぞれのプライバシーの確保や安心して生活できる支援体制を整備するとともに、必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状> (R3年度)</th> <th colspan="2"><目標値> (R8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公衆無線LAN整備避難所数</td> <td>84施設</td> <td>公衆無線LAN整備避難所数</td> <td>103施設</td> </tr> </tbody> </table>	<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)		公衆無線LAN整備避難所数	84施設	公衆無線LAN整備避難所数	103施設	
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)								
公衆無線LAN整備避難所数	84施設	公衆無線LAN整備避難所数	103施設							
個別の事態	想定を超える帰宅困難者等の発生	2-5-2								
対 策	帰宅困難者等の対策									
推 進 方 針										

○ 事業所や学校等においては、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、簡易トイレ、毛布などの備蓄に努める。		
○ 帰宅困難者や避難者に対し、大規模商業施設等と応援協定を締結し、店舗での情報提供や飲料水等の提供、トイレの利用等の支援を行うことができる体制を整備する。		
○ 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。		
○ 宿泊施設等と連携し、外国人を含めた帰宅困難な観光客に対し適切な対応が取れるよう対策を進める。		
個別の事態	被災地・避難所における感染症の集団発生	2-5-3
対 策	疫病・感染症対策	
推進方針		
○ 平時から予防接種を促進するとともに、災害時には迅速に消毒等を行うことができる体制や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。		
個別の事態	衛生環境の悪化	2-5-4
対 策	衛生環境の維持・確保	
推進方針		
○ 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、近隣市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。		

目標3 行政機能・情報通信機能の確保

起きてはならない最悪の事態	職員不足・施設損壊等による行政機能の大幅な低下	3-1								
個別の事態	施設の被災による行政機能の喪失	3-1-1								
対 策	行政機能の維持・確保									
推進方針										
○ 事業継続計画（BCP）について、最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜現 状＞（R3年度）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜目標値＞（R8年度）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">事業継続計画の適切な改定</td> <td style="width: 50%;">未改定</td> <td style="width: 50%;">事業継続計画の適切な改定</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）		事業継続計画の適切な改定	未改定	事業継続計画の適切な改定	
＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）								
事業継続計画の適切な改定	未改定	事業継続計画の適切な改定								
○ 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備しておくなど、事前の対策を継続的に実施する。										
○ 災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。										
個別の事態	災害対策本部の機能低下	3-1-2								

対 策	災害対策本部の機能強化																					
推 進 方 針	<p>○ 災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。</p> <table border="1"> <tr> <td><現 状> (R3年度)</td> <td><目標値> (R8年度)</td> </tr> <tr> <td>庁舎耐震施設数(耐震施設数/施設数) 2/4施設^調</td> <td>庁舎耐震施設数(耐震施設数/施設数) 3/4施設^調</td> </tr> </table> <p>○ 災害対策本部の運営に必要な資機材の整備や職員用食料(3日分)等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保に取り組む。</p> <table border="1"> <tr> <td><現 状> (R3年度)</td> <td><目標値> (R8年度)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部要員の食料・飲料水確保率 78.4%</td> <td>災害対策本部要員の食料・飲料水確保率 100%</td> </tr> </table> <p>○ 災害対策本部の要員に対し、各種研修や総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練等の様々な訓練を継続して行うとともに、職員の防災士の資格取得を促進する。</p> <table border="1"> <tr> <td><現 状> (R3年度)</td> <td><目標値> (R8年度)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部活動訓練回数 中止[*]</td> <td>災害対策本部活動訓練回数 年1回</td> </tr> <tr> <td>県・市町合同図上訓練回数 中止[*]〔再掲〕</td> <td>県・市町合同図上訓練回数 年1回〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>県・市町合同訓練回数 中止[*]〔再掲〕</td> <td>県・市町合同訓練回数 年1回〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>通信機器による情報伝達訓練回数 年12回</td> <td>通信機器による情報伝達訓練回数 年12回</td> </tr> <tr> <td>職員の防災士資格取得者数 69人</td> <td>職員の防災士資格取得者数 90人</td> </tr> </table> <p>[*]新型コロナウイルス感染拡大防止のため。</p>		<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)	庁舎耐震施設数(耐震施設数/施設数) 2/4施設 ^調	庁舎耐震施設数(耐震施設数/施設数) 3/4施設 ^調	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)	災害対策本部要員の食料・飲料水確保率 78.4%	災害対策本部要員の食料・飲料水確保率 100%	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)	災害対策本部活動訓練回数 中止 [*]	災害対策本部活動訓練回数 年1回	県・市町合同図上訓練回数 中止 [*] 〔再掲〕	県・市町合同図上訓練回数 年1回〔再掲〕	県・市町合同訓練回数 中止 [*] 〔再掲〕	県・市町合同訓練回数 年1回〔再掲〕	通信機器による情報伝達訓練回数 年12回	通信機器による情報伝達訓練回数 年12回	職員の防災士資格取得者数 69人	職員の防災士資格取得者数 90人
<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)																					
庁舎耐震施設数(耐震施設数/施設数) 2/4施設 ^調	庁舎耐震施設数(耐震施設数/施設数) 3/4施設 ^調																					
<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)																					
災害対策本部要員の食料・飲料水確保率 78.4%	災害対策本部要員の食料・飲料水確保率 100%																					
<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)																					
災害対策本部活動訓練回数 中止 [*]	災害対策本部活動訓練回数 年1回																					
県・市町合同図上訓練回数 中止 [*] 〔再掲〕	県・市町合同図上訓練回数 年1回〔再掲〕																					
県・市町合同訓練回数 中止 [*] 〔再掲〕	県・市町合同訓練回数 年1回〔再掲〕																					
通信機器による情報伝達訓練回数 年12回	通信機器による情報伝達訓練回数 年12回																					
職員の防災士資格取得者数 69人	職員の防災士資格取得者数 90人																					
個別の事象	職員不足による機能の低下	3-1-3																				
対 策	支援人員等の受入体制の構築																					
推 進 方 針	<p>○ 職員の絶対的不足に備え、他自治体からの応援職員を円滑に受け入れるための計画策定を進める。</p>																					

起きてはならない最悪の事象	情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能	3-2
個別の事象	防災拠点施設の情報通信の停止	3-2-1
対 策	防災拠点施設における情報通信設備等の災害対策	
推 進 方 針	<p>○ 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。</p> <p>○ 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設(中継局等も含む)の耐震化や回線の多重化等の災害対策を進める。</p> <p>○ 庁舎等の防災拠点において、災害時に職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。</p> <p>○ 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や対応手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。</p>	
個別の事象	テレビ・ラジオ放送の中断	3-2-2

対 策	テレビ・ラジオ放送の中断対策													
推 進 方 針	<p>○ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確かな情報提供ができるよう、同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や災害情報共有システム（Ｌアラート）等の充実を図るとともに、市災害情報メール、県防災メール、えひめ河川メール等の普及を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状>（R3年度）</th> <th colspan="2"><目標値>（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市災害情報メール登録者数</td> <td>2,944人〔再掲〕</td> <td>市災害情報メール登録者数</td> <td>5,000人〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>スマートフォンアプリ登録者数</td> <td>2,225人〔再掲〕</td> <td>スマートフォンアプリ登録者数</td> <td>5,000人〔再掲〕</td> </tr> </tbody> </table>		<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）		市災害情報メール登録者数	2,944人〔再掲〕	市災害情報メール登録者数	5,000人〔再掲〕	スマートフォンアプリ登録者数	2,225人〔再掲〕	スマートフォンアプリ登録者数	5,000人〔再掲〕
<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）												
市災害情報メール登録者数	2,944人〔再掲〕	市災害情報メール登録者数	5,000人〔再掲〕											
スマートフォンアプリ登録者数	2,225人〔再掲〕	スマートフォンアプリ登録者数	5,000人〔再掲〕											

5

目標 4 経済活動の機能維持

起きてはならない最悪の事態	事業活動が再開できないことによる経済活動の低下	4-1																
個別の事態	事業活動が再開できないことによる経済活動の低下	4-1-1																
対 策	事業活動の再開・継続に向けた支援体制																	
推 進 方 針	<p>○ 事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、自治体も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状>（R3年度）</th> <th colspan="2"><目標値>（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフライン事業者の事業継続計画策定率 （電気、ガス、水道供給、貨物輸送）</td> <td>15.6%</td> <td>ライフライン事業者の事業継続計画策定率 （電気、ガス、水道供給、貨物輸送）</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 被災した事業者に対し、金融機関や商工会議所等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状>（R3年度）</th> <th colspan="2"><目標値>（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談・支援体制の整備</td> <td>きらめく大洲支援プロジェクトチーム設立運営中</td> <td>相談・支援体制の継続</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）		ライフライン事業者の事業継続計画策定率 （電気、ガス、水道供給、貨物輸送）	15.6%	ライフライン事業者の事業継続計画策定率 （電気、ガス、水道供給、貨物輸送）	20%	<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）		相談・支援体制の整備	きらめく大洲支援プロジェクトチーム設立運営中	相談・支援体制の継続	
<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）																
ライフライン事業者の事業継続計画策定率 （電気、ガス、水道供給、貨物輸送）	15.6%	ライフライン事業者の事業継続計画策定率 （電気、ガス、水道供給、貨物輸送）	20%															
<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）																
相談・支援体制の整備	きらめく大洲支援プロジェクトチーム設立運営中	相談・支援体制の継続																

起きてはならない最悪の事態	食料等の生産・供給の停滞	4-2
個別の事態	食料等の生産・供給の停滞	4-2-1
対 策	食料等の生産・供給体制の確保	
推 進 方 針	<p>○ 食料等の安定供給に向け、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めるとともに、後継者の確保・育成や経営の効率化などを促進し、持続可能な生産体制を構築する。</p> <p>○ 一次産業における流通の中心となる農業協同組合や森林組合、漁業協同組合の災害対策を促進する。</p>	

- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するために必要な農林水産業版事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

起きてはならない最悪の事態	物流機能の大幅な低下	4-3
個別の事態	物流機能の大幅な低下	4-3-1
対策	物流機能の維持・早期再開	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、関係団体との間で締結している協定に基づく緊急輸送等の支援活動が円滑に実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する。 	

目標5 ライフラインの確保

起きてはならない最悪の事態	ライフラインの長期間にわたる機能停止	5-1								
個別の事態	エネルギーの長期間にわたる供給停止	5-1-1								
対策	エネルギーの供給体制の確保									
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー関係事業者は、施設・設備の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。 ○ 平時からエネルギー関係事業者による連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、合同訓練を実施するなど、顔の見える関係を構築し連携体制を強化する。 ○ エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光、バイオマス等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 									
個別の事態	水道施設等の長期間にわたる供給停止	5-1-2								
対策	水道施設等の災害対策									
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策の拠点となる水道管理センターをはじめ、上水道や工業用水道など供給施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進するとともに、非常用資機材の備蓄整備等を行う。 また、長期断水に備え応急給水体制や広域的な応援体制を整備するとともに、事業者と連携を図り、迅速な復旧体制を整備する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2"><現 状> (R3年度)</td> <td colspan="2"><目標値> (R8年度)</td> </tr> <tr> <td>水道基幹管路の耐震適合率</td> <td>27.1%〔再掲〕</td> <td>水道基幹管路の耐震適合率</td> <td>33.5%〔再掲〕</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水資源の重要性に関する啓発や、節水・雨水利用等に関する情報提供等を通じ、市民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより、節水型社会づくりを推進する。 ○ 水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。 		<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)		水道基幹管路の耐震適合率	27.1%〔再掲〕	水道基幹管路の耐震適合率	33.5%〔再掲〕
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)								
水道基幹管路の耐震適合率	27.1%〔再掲〕	水道基幹管路の耐震適合率	33.5%〔再掲〕							

個別の事態	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	5-1-3												
対 策	汚水処理施設等の災害対策													
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧に向け、必要に応じて施設の事業継続計画（BCP）等の見直しを行う。 ○ 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、相互連携や代替性の確保など継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。 ○ 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、適正な管理に必要な浄化槽台帳システムを整備する。 ○ し尿収集事業者と連携し、災害後における、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する。 													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状> (R3年度)</th> <th colspan="2"><目標値> (R8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道処理場・ポンプ場耐震化数</td> <td>1/4施設</td> <td>下水道処理場・ポンプ場耐震化数</td> <td>4/4施設</td> </tr> <tr> <td>合併処理浄化槽普及率</td> <td>37.68%</td> <td>合併処理浄化槽普及率</td> <td>54.97%</td> </tr> </tbody> </table>	<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)		下水道処理場・ポンプ場耐震化数	1/4施設	下水道処理場・ポンプ場耐震化数	4/4施設	合併処理浄化槽普及率	37.68%	合併処理浄化槽普及率	54.97%	
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)												
下水道処理場・ポンプ場耐震化数	1/4施設	下水道処理場・ポンプ場耐震化数	4/4施設											
合併処理浄化槽普及率	37.68%	合併処理浄化槽普及率	54.97%											

起きてはならない最悪の事態	交通ネットワークの分断	5-2
個別の事態	基幹交通ネットワークの分断	5-2-1
対 策	基幹交通ネットワークの整備等	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時の救命・救出活動や救援物資の輸送等を担う高速道路ネットワークにおける「大洲・八幡浜自動車道」の早期整備や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化、また、これらを補完する道路の改築等を着実に促進する。〔再掲〕 ○ 大規模災害による高速道路等の幹線交通ネットワークの分断に備え、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、各種交通施設の耐震化・整備等の災害対策を促進する。 	
個別の事態	地域交通ネットワークの分断	5-2-2
対 策	地域交通ネットワークの整備等	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難・救援道路、孤立するおそれのある集落における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、土砂災害防止対策等の災害対策を推進する。 また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の倒壊防止対策、無電柱化や看板・ガラス等の飛散・落下防止対策を推進する。 ○ 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。 ○ 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。 ○ 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面 	

改良や舗装等の災害対策を進める。		
個別の事態	港湾・漁港施設等の機能停止	5-2-3
対 策	港湾・漁港施設等の整備等	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における海上輸送ルートを確保するため、港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。 ○ 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係機関が連携して訓練を行うなど、防災・復旧活動等の体制整備を促進する。 	
個別の事態	鉄道施設の機能停止	5-2-4
対 策	鉄道施設の安全対策	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道は、災害時における避難活動や救護活動、緊急救援物資等の輸送や復旧活動等を支える重要な交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。 	

目標 6 二次災害の抑制

起きてはならない最悪の事態	地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大	6-1																												
個別の事態	市街地の延焼拡大	6-1-1																												
対 策	市街地の延焼対策																													
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅が密集する市街地については、狭あいな道路の拡幅や公園等空地の確保に努めるとともに、市民への意識啓発等により火災の予防や被害軽減を図る取組を進める。 ○ 市内各地で同時発生した火災等にも対応できる消防の体制整備・広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、消防団員の確保等の対策を進める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜現 状＞（R3年度）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜目標値＞（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">消防詰所の耐震化率</td> <td style="width: 50%;">93.5%〔再掲〕</td> <td style="width: 50%;">消防詰所の耐震化率</td> <td style="width: 50%;">99%〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>消防団員定数に対する実人数割合</td> <td>88.3%〔再掲〕</td> <td>消防団員定数に対する実人数</td> <td>100%〔再掲〕</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼防止対策として、空き家の適切な管理や有効活用に関する啓発に努め、老朽化した危険な空き家については除却等を促進するとともに、消防アクセス確保対策としてブロック塀等の耐震化や無電柱化を促進する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜現 状＞（R3年度）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜目標値＞（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">危険空き家除却戸数</td> <td style="width: 50%;">74戸〔再掲〕</td> <td style="width: 50%;">危険空き家除却戸数</td> <td style="width: 50%;">150戸〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>空き家バンク登録物件数</td> <td>140件〔再掲〕</td> <td>空き家バンク登録物件数</td> <td>200件〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>空き家バンク成約物件数</td> <td>92件〔再掲〕</td> <td>空き家バンク成約物件数</td> <td>100件〔再掲〕</td> </tr> </tbody> </table>		＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）		消防詰所の耐震化率	93.5%〔再掲〕	消防詰所の耐震化率	99%〔再掲〕	消防団員定数に対する実人数割合	88.3%〔再掲〕	消防団員定数に対する実人数	100%〔再掲〕	＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）		危険空き家除却戸数	74戸〔再掲〕	危険空き家除却戸数	150戸〔再掲〕	空き家バンク登録物件数	140件〔再掲〕	空き家バンク登録物件数	200件〔再掲〕	空き家バンク成約物件数	92件〔再掲〕	空き家バンク成約物件数	100件〔再掲〕
＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）																												
消防詰所の耐震化率	93.5%〔再掲〕	消防詰所の耐震化率	99%〔再掲〕																											
消防団員定数に対する実人数割合	88.3%〔再掲〕	消防団員定数に対する実人数	100%〔再掲〕																											
＜現 状＞（R3年度）		＜目標値＞（R8年度）																												
危険空き家除却戸数	74戸〔再掲〕	危険空き家除却戸数	150戸〔再掲〕																											
空き家バンク登録物件数	140件〔再掲〕	空き家バンク登録物件数	200件〔再掲〕																											
空き家バンク成約物件数	92件〔再掲〕	空き家バンク成約物件数	100件〔再掲〕																											

個別の事態	建物倒壊等による交通麻痺等による延焼拡大	6-1-2
対 策	道路の閉塞対策と早期啓開	
推進方針		
再掲	○ 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。	
	○ 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努め、速やかに緊急車両等の通行経路を確保する。	
	○ 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。	

起きてはならない最悪の事態	ため池、堤防等の損壊・機能不全による二次災害の発生	6-2				
個別の事態	ため池、堤防等の損壊・機能不全による二次災害の発生	6-2-1				
対 策	ため池、堤防等の災害対策					
推進方針						
	○ 堤防・護岸・樋門等の海岸保全施設や河川管理施設については、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的かつ着実に促進するとともに、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。					
	<table border="1"> <tr> <td><現 状> (R3年度)</td> <td><目標値> (R8年度)</td> </tr> <tr> <td>主要な樋門(河川管理施設)の耐震化率(国・県) 国 26%・県 100%</td> <td>主要な樋門(河川管理施設)の耐震化率(国・県) 国 43%・県 100%</td> </tr> </table>	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)	主要な樋門(河川管理施設)の耐震化率(国・県) 国 26%・県 100%	主要な樋門(河川管理施設)の耐震化率(国・県) 国 43%・県 100%	
<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)					
主要な樋門(河川管理施設)の耐震化率(国・県) 国 26%・県 100%	主要な樋門(河川管理施設)の耐震化率(国・県) 国 43%・県 100%					
	○ 決壊により下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震化等の災害対策を図るとともに、一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。					

起きてはならない最悪の事態	有害物質の拡散・流出	6-3				
個別の事態	有害物質の拡散・流出	6-3-1				
対 策	有害物質の拡散・流出対策					
推進方針						
	○ 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。					
	○ 伊方原子力発電所の方が一の事故に備え、地域防災計画(原子力災害対策編)等に基づき実践的な訓練を行うなど、今後も、原子力防災対策の一層の充実強化を図る。					
	<table border="1"> <tr> <td><現 状> (R3年度)</td> <td><目標値> (R8年度)</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練の回数 年1回</td> <td>原子力防災訓練の回数 年1回</td> </tr> </table>	<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)	原子力防災訓練の回数 年1回	原子力防災訓練の回数 年1回	
<現 状> (R3年度)	<目標値> (R8年度)					
原子力防災訓練の回数 年1回	原子力防災訓練の回数 年1回					

起きてはならない最悪の事態	農地、森林等の荒廃や風評被害による被害の拡大	6-4
個別の事態	農地、森林等の荒廃	6-4-1

対 策	農地、森林等の保全等																					
推 進 方 針	<p>○ 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保安全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を促進する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2"><現 状> (R3年度)</th> <th colspan="2"><目標値> (R8年度)</th> </tr> <tr> <td>農地・農業用水等の保全活動に取り組む面積</td> <td>227ha</td> <td>農地・農業用水等の保全活動に取り組む面積</td> <td>260ha</td> </tr> </table> <p>○ 森林が有する多面的機能の維持に向けて、治山事業等による山地災害防止対策や間伐等による森林の適正な管理・保全を着実に進める。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2"><現 状> (R3年度)</th> <th colspan="2"><目標値> (R8年度)</th> </tr> <tr> <td>森林経営計画面積</td> <td>5,495ha〔再掲〕</td> <td>森林経営計画面積</td> <td>6,950ha〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>間伐等の面積</td> <td>311ha〔再掲〕</td> <td>間伐等の面積</td> <td>360ha〔再掲〕</td> </tr> </table>		<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)		農地・農業用水等の保全活動に取り組む面積	227ha	農地・農業用水等の保全活動に取り組む面積	260ha	<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)		森林経営計画面積	5,495ha〔再掲〕	森林経営計画面積	6,950ha〔再掲〕	間伐等の面積	311ha〔再掲〕	間伐等の面積	360ha〔再掲〕
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)																				
農地・農業用水等の保全活動に取り組む面積	227ha	農地・農業用水等の保全活動に取り組む面積	260ha																			
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)																				
森林経営計画面積	5,495ha〔再掲〕	森林経営計画面積	6,950ha〔再掲〕																			
間伐等の面積	311ha〔再掲〕	間伐等の面積	360ha〔再掲〕																			
個別の事態	風評被害による経済への甚大な影響	6-4-2																				
対 策	風評被害等への対策																					
推 進 方 針	<p>○ 災害発生時における地理的な誤認や消費者の過剰反応などによる風評被害等を防ぐため、関係機関等からの正確な情報収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。</p>																					

目標 7 迅速な復旧・復興

起きてはならない最悪の事態	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	7-1								
個別の事態	災害廃棄物の処理の停滞	7-1-1								
対 策	災害廃棄物の処理体制の確立									
推 進 方 針	<p>○ 「愛媛県災害廃棄物処理計画」及び「市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2"><現 状> (R3年度)</th> <th colspan="2"><目標値> (R8年度)</th> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理計画の整備</td> <td>策定済</td> <td>災害廃棄物処理計画の随時改定</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 廃棄物の迅速な処理に向け、災害廃棄物の仮置場として活用可能な用地を確保するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。</p> <p>○ 廃棄物処理施設については、燃料の備蓄など地震対策を推進し、災害時に早急に受け入れできる体制を整備する。</p> <p>○ 廃棄物処理関係団体等との協定締結を推進し、廃棄物の迅速な受入体制を整備する。</p>		<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)		災害廃棄物処理計画の整備	策定済	災害廃棄物処理計画の随時改定	
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)								
災害廃棄物処理計画の整備	策定済	災害廃棄物処理計画の随時改定								

起きてはならない最悪の事態	人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ	7-2																								
個別の事態	復旧・復興を担う人材の不足	7-2-1																								
対 策	復旧・復興を担う人材の確保・育成																									
推 進 方 針	<p>○ 道路啓開等の復旧・復興で重要な役割を担う建設会社の事業継続計画（BCP）策定の促進や建設業の担い手確保につながる取組を推進するとともに、広域協定や民間との災害協定の締結を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状>（R3年度）</th> <th colspan="2"><目標値>（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業BCPの認定（県）を受けている建設業者の割合</td> <td>62.5%</td> <td>建設業BCPの認定（県）を受けている建設業者の割合</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 国・県や他自治体からの支援人員を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状>（R3年度）</th> <th colspan="2"><目標値>（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時受援計画の策定</td> <td>策定済</td> <td>災害時受援計画の適宜見直し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状>（R3年度）</th> <th colspan="2"><目標値>（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害ボランティアコーディネーター研修会参加者</td> <td>1人</td> <td>災害ボランティアコーディネーター研修会参加者</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>		<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）		建設業BCPの認定（県）を受けている建設業者の割合	62.5%	建設業BCPの認定（県）を受けている建設業者の割合	80%	<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）		災害時受援計画の策定	策定済	災害時受援計画の適宜見直し		<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）		災害ボランティアコーディネーター研修会参加者	1人	災害ボランティアコーディネーター研修会参加者	1人
<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）																								
建設業BCPの認定（県）を受けている建設業者の割合	62.5%	建設業BCPの認定（県）を受けている建設業者の割合	80%																							
<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）																								
災害時受援計画の策定	策定済	災害時受援計画の適宜見直し																								
<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）																								
災害ボランティアコーディネーター研修会参加者	1人	災害ボランティアコーディネーター研修会参加者	1人																							
個別の事態	地域コミュニティの崩壊	7-2-2																								
対 策	地域コミュニティの活性化																									
推 進 方 針	<p>○ 各地区における防災計画の策定を促進し、防災訓練、防災教育等を通じ、地域コミュニティの活性化を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><現 状>（R3年度）</th> <th colspan="2"><目標値>（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区防災計画の策定数</td> <td>26地区〔再掲〕</td> <td>地区防災計画の策定数</td> <td>33地区〔再掲〕</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織訓練実施率</td> <td>33.3%〔再掲〕</td> <td>自主防災組織訓練実施率</td> <td>100%〔再掲〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 周辺部においては、集落間をネットワークでつなぐ「小さな拠点」の整備を進めるとともに、空き家バンクをはじめ、移住を促進する総合的な施策を展開し、地域の担い手として必要な人材を確保する。</p>		<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）		地区防災計画の策定数	26地区〔再掲〕	地区防災計画の策定数	33地区〔再掲〕	自主防災組織訓練実施率	33.3%〔再掲〕	自主防災組織訓練実施率	100%〔再掲〕												
<現 状>（R3年度）		<目標値>（R8年度）																								
地区防災計画の策定数	26地区〔再掲〕	地区防災計画の策定数	33地区〔再掲〕																							
自主防災組織訓練実施率	33.3%〔再掲〕	自主防災組織訓練実施率	100%〔再掲〕																							

起きてはならない最悪の事態	支援の遅れによる被災者の生活再建の大幅な遅れ	7-3
個別の事態	支援の遅れによる被災者生活再建の大幅な遅れ	7-3-1
対 策	被災者生活再建の支援	
推 進 方 針	<p>○ 市民に対し地震保険の加入について啓発するとともに、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物危険度判定士等の育成をはじめ、被災した建築物の被害認定調査や罹災証明書の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付など、被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を整備する。</p>	

<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
被災宅地危険度判定士	24人	被災宅地危険度判定士	28人
被災宅地危険度判定調整員	8人	被災宅地危険度判定調整員	11人
被災建築物応急危険度判定士	3人	被災建築物応急危険度判定士	3人
○ 応急仮設住宅の建設や民間借上げ、住宅の応急修理に関する協定の締結など住宅の円滑な提供や迅速な応急修理体制を整備するとともに、仮設住宅の建設予定地を事前に選定する等の備えを進める。			
<現 状> (R3年度)		<目標値> (R8年度)	
仮設住宅建設予定地面積	111,516㎡	仮設住宅建設予定地面積	155,985㎡
○ 被災者に対して市税の特例措置や各種公共料金の減免措置などを適切に実施できる体制を整備する。			
○ 円滑かつ迅速な復興に向けて復興方針を策定するための体制を整備するとともに、被災後の復興を考える取組を支援し、まちづくりに関する意識啓発に努める。			

2 施策分野ごとの対策と推進方針

推進すべき項目を明確にするとともに実効性の向上を図ることを目的に、リスクシナリオを回避するための施策を次のとおり設定し、対策と推進方針の整理を行った。

施策分野		主な施策の内容
1	行政機能	○防災拠点の整備に係る施策 ○行政機能の維持に係る施策
2	住民避難・自主防災	○防災意識の向上や地域の防災力向上に係る施策 ○住民の避難行動や避難所に係る施策 ○必要物資の確保に係る施策
3	消火・救急・救助	○消火・救急・救助に係る施策
4	医療・福祉	○医療施設、福祉施設の安全や機能維持に係る施策 ○災害時の医療・福祉活動に係る施策
5	住宅・都市	○住宅や建築物の安全に係る施策 ○市街地や交通ネットワークの整備などに係る施策 ○堤防や内水排除施設の整備や強化などに係る施策 ○原子力防災、有害物質対策に係る施策
6	産業・ライフライン	○事業所の安全対策に係る施策 ○上水道や下水道の強化などに係る施策 ○エネルギーの確保に係る施策
7	農林水産	○農林業施設の保安全管理に係る施策 ○食料等の生産・供給に係る施策
8	環境・衛生	○災害時の保健・衛生に係る施策 ○災害廃棄物の処理に係る施策

施策分野ごとの対策と推進方針は、次のとおりである。

① 行政機能
<p>【災害対策拠点施設の防災機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。 ○ 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備しておくなど、事前の対策を継続的に実施する。〈3-1〉 ○ 災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。〈3-1〉 ○ 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。〈3-2〉 ○ 庁舎等の防災拠点において、災害時に職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN

N環境の整備を推進する。〈3-2〉

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や対応手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。〈3-2〉
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の災害対策を進める。〈3-2〉
- 災害対策本部の運営に必要な資機材の整備や職員用食料（3日分）等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保に取り組む。〈3-1〉
- 災害対策本部の要員に対し、各種研修や総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練等の様々な訓練を継続して行うとともに、職員の防災士の資格取得を促進する。〈3-1〉

【業務継続体制の強化】

- 事業継続計画（BCP）について、最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。〈3-1〉

【支援人員の受入体制の整備】

- 職員の絶対的不足に備え、国・県や他自治体からの応援職員を円滑に受け入れるための計画策定を進める。〈3-1・7-2〉
- 大規模災害に備え締結している他自治体との相互応援協定に基づき、連携した防災訓練等の実施や内容の見直し、詳細なマニュアルの作成など、協定の実効性の向上を図る。〈2-1〉
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。〈7-2〉

【被災者生活再建の支援】

- 応急仮設住宅の建設や民間借上げ、住宅の応急修理に関する協定の締結など住宅の円滑な提供や迅速な応急修理体制を整備するとともに、仮設住宅の建設予定地を事前に選定する等の備えを進める。〈7-3〉
- 被災者に対して市税の特例措置や各種公共料金の減免措置などを適切に実施できる体制を整備する。〈7-3〉
- 市民に対し地震保険の加入について啓発するとともに、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物危険度判定士等の育成をはじめ、被災した建築物の被害認定調査や罹災証明書の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付など、被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を整備する。〈7-3〉
- 円滑かつ迅速な復興に向けて復興方針を策定するための体制を整備するとともに、被災後の復興を考える取組を支援し、まちづくりに関する意識啓発に努める。〈7-3〉

② 住民避難・自主防災

【自助・共助の推進】

- ホームページや広報紙など、あらゆる機会を通じて、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を継続して行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。〈1-5〉
- 市民に対し、シェイクアウト訓練や各地区自主防災組織による訓練・研修への積極的な参加を促し、災害対応の基本となる「自助」を推進する。〈1-5〉
- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害だけでなく、大地震等に備え、市や防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。〈1-5〉
- 自主防災組織活動の活性化や区入りの促進、また、防災士等の地域防災リーダーの育成や資機材整備に積極的に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図る。〈1-5〉
- 高齢者、障がい者、乳幼児など、特に配慮を要する「要配慮者」の迅速な避難を支援できるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供するなど、地域における避難支援体制を整備するとともに福祉避

難所の拡充を図る。〈1-5〉

- 学校等において、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域の核となる学校を通じた地域防災力の向上を積極的に推進する。〈1-5〉
- 各地区における防災計画の策定を促進し、防災訓練、防災教育等を通じ、地域コミュニティの活性化を図る。〈7-2〉
- 周辺部においては、集落間をネットワークでつなぐ「小さな拠点」の整備を進めるとともに、空き家バンクをはじめ、移住を促進する総合的な施策を展開し、地域の担い手として必要な人材を確保する。〈7-2〉

【災害情報の的確な伝達と環境整備】

- 空振りを恐れず、住民に対し適切な避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保等を行う。〈1-5〉
- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、市災害情報メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。
システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。〈1-5〉
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する的確な情報提供ができるよう、同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）や災害情報共有システム（Lアラート）等の充実に努めるとともに、市災害情報メール、県防災メール、えひめ河川メール等の普及を促進する。〈3-2〉

【避難所の整備】

- 多くの人々が利用する学校、社会福祉施設、医療施設、市営住宅をはじめ、災害対策の拠点や避難所となる庁舎や消防施設、公民館、体育施設等については、公共施設等総合管理計画に基づき施設の最適化を図りながら、計画的に改築や耐震改修を行う。〈1-1〉
- 避難所の耐震化を計画的に推進するとともに、避難所の立地状況や収容可能人数、災害の規模・程度に応じて市民等を収容できる避難所の指定・拡充を図る。〈2-5〉
- 津波が到達するまでに確実な避難を行うことができるように、避難路の整備や避難場所の確保等の対策を進める。〈1-2〉
- 避難所の安全を確認した上での迅速な開設や自主防災組織等と連携した運営体制の構築を図る。〈2-5〉
- 避難者それぞれのプライバシーの確保や安心して生活できる支援体制を整備するとともに、必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。〈2-5〉

【生活に必要な物資の確保】

- ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じて、市民に対し、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を呼びかける。〈2-1〉
- 個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある食料や飲料水等の備蓄拡充を計画的に進め、各地区に分散配備を行うとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を推進し流通備蓄の確保を図る。〈2-1〉
- 災害の規模・状況に応じて市外等から救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う。〈2-1〉
- 災害時における食料や飲料水などの救援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行い、連携体制の維持・強化を図る。〈2-1〉

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、関係団体との間で締結している協定に基づく緊急輸送等の支援活動が円滑に実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する。〈4-3〉

- 水資源の重要性に関する啓発や、節水・雨水利用等に関する情報提供等を通じ、市民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより、節水型社会づくりを推進する。〈5-1〉

【帰宅困難者対策】

- 事業所や学校等においては、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、簡易トイレ、毛布などの備蓄に努める。〈2-5〉
- 帰宅困難者や避難者に対し、大規模商業施設等と応援協定を締結し、店舗での情報提供や飲料水の提供、トイレの利用等の支援を行うことができる体制を整備する。〈2-5〉
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。〈2-5〉
- 宿泊施設等と連携し、外国人を含めた帰宅困難な観光客に対し適切な対応が取れるよう対策を進める。〈2-5〉

③ 消火・救急・救助

【活動拠点の整備】

- 救助・救急活動の拠点となる消防署等の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。〈2-3〉

【災害時の活動体制整備】

- 市内各地で同時発生した火災等にも対応できる消防の体制整備・広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、消防団員の確保等の対策を進める。〈1-1・6-1〉
- 地域防災の中核を担う消防団員について、県や関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る。〈2-3〉

【災害救助機関との連携】

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練により災害対処能力の向上を図る。〈2-3〉
- 災害の規模・状況に応じて全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う。〈2-3〉

④ 医療・福祉

【医療施設の防災機能強化】

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。〈2-4〉

【災害医療体制の充実・強化】

- 大規模災害時における迅速かつ確かな医療救護活動等の展開に向けて、災害医療コーディネーターを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づき災害医療体制の充実強化を図る。〈2-4〉
- 大規模災害時におけるドクターヘリ等による重症患者等の広域搬送に向けて、ランデブーポイント指定箇所数の拡大や整備を推進する。〈2-4〉
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。〈2-4〉
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関

等に対する支援体制の強化やICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備、また、対象者名簿の作成・連絡体制の確保、電子カルテのクラウド化等によるデータのバックアップ機能の整備を推進する。〈2-4〉

- 迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの円滑な受け入れのため、EMISS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備するとともに、各システムを円滑に活用するための人材を育成する。〈2-4〉

⑤ 住宅・都市

【住宅の耐震化・安全対策】

- 住宅・建築物の耐震化については、大洲市耐震改修促進計画に基づき、生命を守る耐震対策の重要性に関する啓発を行いながら、被害の軽減を目指して促進する。〈1-1〉
- 住宅の耐震診断・改修費の助成制度については、活用しやすい制度への見直しを行いながら、市民への周知を図る。〈1-1〉
- つり天井など非構造部材の耐震対策、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの災害対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める。〈1-1〉

【市街地の防災安全対策】

- 空き家の適切な管理や有効活用をはじめ、老朽化した危険な空き家の除却を促進するとともに、ブロック塀の耐震化や無電柱化を促進し避難路等の安全対策を推進する。〈1-1〉
- 住宅が密集する市街地については、狭あいな道路の拡幅や公園等空地の確保に努めるとともに、市民への意識啓発等により火災の予防や被害軽減を図る取組を進める。〈1-1・6-1〉
- 延焼防止対策として、空き家の適切な管理や有効活用に関する啓発に努め、老朽化した危険な空き家については除却等を促進するとともに、消防アクセス確保対策としてブロック塀等の耐震化や無電柱化を促進する。〈6-1〉

【孤立集落対策】

- 衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、消防防災ヘリ等による空からの救出・救助や物資の輸送等に必要な飛行場外臨時離着陸場の確保や整備を進める。〈2-2〉

【海岸保全施設や河川管理施設の耐災害性強化】

- 津波到達前における確実な護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作員の安全確保に向けて定期的な点検や操作体制を整備する。〈1-2〉
- 堤防・護岸・樋門等の海岸保全施設や河川管理施設については、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的かつ着実に促進するとともに、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。〈1-2・6-2〉
- 高潮・波浪等による被害の拡大防止に向けて、海岸保全基本計画に基づき海岸整備や既存施設の機能保全・強化を促進する。〈1-3〉

【風水害による浸水対策】

- 「肱川水系河川整備計画」や「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川堤防、樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に促進するとともに、樋門、ダム等の河川構造物の適切な維持管理や計画的な長寿命化対策を促進する。〈1-3〉
- 雨水ポンプ場等の排水施設の整備や既存施設の適正な維持管理・耐震化を進めるとともに、肱川減災対策計画に基づき、内水による浸水被害の軽減を図る取組を行う。〈1-3〉

【土砂災害対策】

- 国や県等と連携しながら、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進する。〈1-4〉
- 農地地すべり防止区域や林野地すべり防止区域においては、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害防止に向けて対策工事を着実に促進する。〈1-4〉
- 国・県や関係機関と連携し、想定規模以上の土砂災害（深層崩壊等）の発生に備えた対策等について検討する。〈1-4〉

- 砂防関係施設については、適切な維持管理や施設の老朽化対策を計画的に促進する。〈1-4〉

【交通網の耐災害性・災害対応力の強化】

- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。〈5-2〉
- 災害時における海上輸送ルートを確認するため、港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。〈5-2〉
- 大規模災害による高速道路等の幹線交通ネットワークの分断に備え、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、各種交通施設の耐震化・整備等の災害対策を促進する。〈5-2〉
- 大規模災害時の救命・救出活動や救援物資の輸送等を担う高速道路ネットワークにおける「大洲・八幡浜自動車道」の早期整備や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化の促進及びこれらを補完する道路の改築等を着実に促進する。〈2-1・5-2〉
- 避難・救援道路、孤立するおそれのある集落における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、土砂災害防止対策等の災害対策を推進する。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の倒壊防止対策、無電柱化や看板・ガラス等の飛散・落下防止対策を推進する。〈5-2〉
- 農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における災害対策を着実に進める。〈2-2・5-2〉
- 鉄道は、災害時における避難活動や救護活動、緊急救援物資等の輸送や復旧活動等を支える重要な交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。〈5-2〉
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。〈6-1〉

【交通網の早期啓開体制の整備】

- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、国や県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備するとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。〈2-2・5-2・6-1〉
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係機関が連携して訓練を行うなど、防災・復旧活動等の体制整備を促進する。〈5-2〉
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努め、速やかに緊急車両等の通行経路を確保する。〈6-1〉
- 道路啓開等の復旧・復興で重要な役割を担う建設会社の事業継続計画（BCP）策定の促進や建設業の担い手確保につながる取組を推進するとともに、広域協定や民間との災害協定の締結を推進する。〈7-2〉

【原子力防災対策】

- 伊方原子力発電所の万が一の事故に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき実践的な訓練を行うなど、今後も、原子力防災対策の一層の充実強化を図る。〈6-3〉

【有害物質対策】

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。〈6-3〉

⑥ 産業・ライフライン

【上水道の耐災害性強化】

- 災害対策の拠点となる水道管理センターをはじめ、上水道や工業用水道など供給施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進するとともに、非常用資機材の備蓄整備等を行う。

また、長期断水に備え応急給水体制や広域的な応援体制を整備するとともに、事業者と連携を図り、迅速な復旧体制を整備する。〈2-1・5-1〉

【汚水等の処理機能の維持】

- 下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧に向け、必要に応じて施設の事業継続計画（BCP）等の見直しを行う。〈5-1〉
- 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、相互連携や代替性の確保など継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。〈5-1〉
- 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、適正な管理に必要な浄化槽台帳システムを整備する。〈5-1〉
- し尿収集事業者と連携し、災害後における、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する。〈5-1〉

【エネルギーの確保】

- 国・県や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る。〈2-1〉
- エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光、バイオマス等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。〈5-1〉
- エネルギー関係事業者は、施設・設備等の耐震化や津波対策など災害対策を進めるとともに、被災後の迅速な復旧に必要な非常用資機材の整備や人員を確保する体制を整備する。また、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、関係機関との連携強化に努める。〈2-4・5-1〉

【風評被害対策】

- 災害発生時における地理的な誤認や消費者の過剰反応などによる風評被害等を防ぐため、関係機関等からの正確な情報収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。〈6-4〉

【経済活動の低下防止】

- 事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、自治体も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う。〈4-1〉
- 被災した事業者に対し、金融機関や商工会議所等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する。〈4-1〉

⑦ 農林水産

【農林業保全施設等の整備と適切な管理】

- 農業用施設の耐震化や洪水対策等を進めるとともに、決壊により人家等に影響を与えるリスクの高いため池や一定規模以上の農道橋等についても耐震対策を推進する。〈1-4・6-2〉
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を促進する。〈6-4〉

【食料等の生産・供給体制の確保】

- 食料等の安定供給に向け、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めるとともに、後継者の確保・育成や経営の効率化などを促進し、持続可能な生産体制を構築する。〈4-2〉
- 一次産業における流通の中心となる農業協同組合や森林組合、漁業協同組合の災害対策を促進する。〈4-2〉
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するために必要な農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定を推進する。〈4-2〉

【森林の荒廃対策】

- 森林が有する多面的機能を維持するため、治山事業等による山地災害防止対策や間伐等による森林の適正な管理・保全を着実に進める。〈1-4・6-4〉

- 水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。〈5-1〉

⑧ 環境・衛生

【災害時における疫病・感染症等の対策】

- 平時から予防接種を促進するとともに、災害時には迅速に消毒等を行うことができる体制や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。〈2-5〉
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、近隣市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。〈2-5〉

【災害廃棄物の処理体制の強化】

- 「愛媛県災害廃棄物処理計画」及び「市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する。〈7-1〉
- 廃棄物の迅速な処理に向け、災害廃棄物の仮置場として活用可能な用地を確保するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。〈7-1〉
- 廃棄物処理施設については、燃料の備蓄や地震対策を推進するとともに、廃棄物処理関係団体等との協定締結など、廃棄物を迅速に受け入れできる体制を整備する。〈7-1〉

第4章

施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、愛媛県の計画と連携を図るとともに、人命保護を最優先とした上で、強靱化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、24のリスクシナリオの中から下線で示した15のリスクシナリオを重点化項目として設定する。

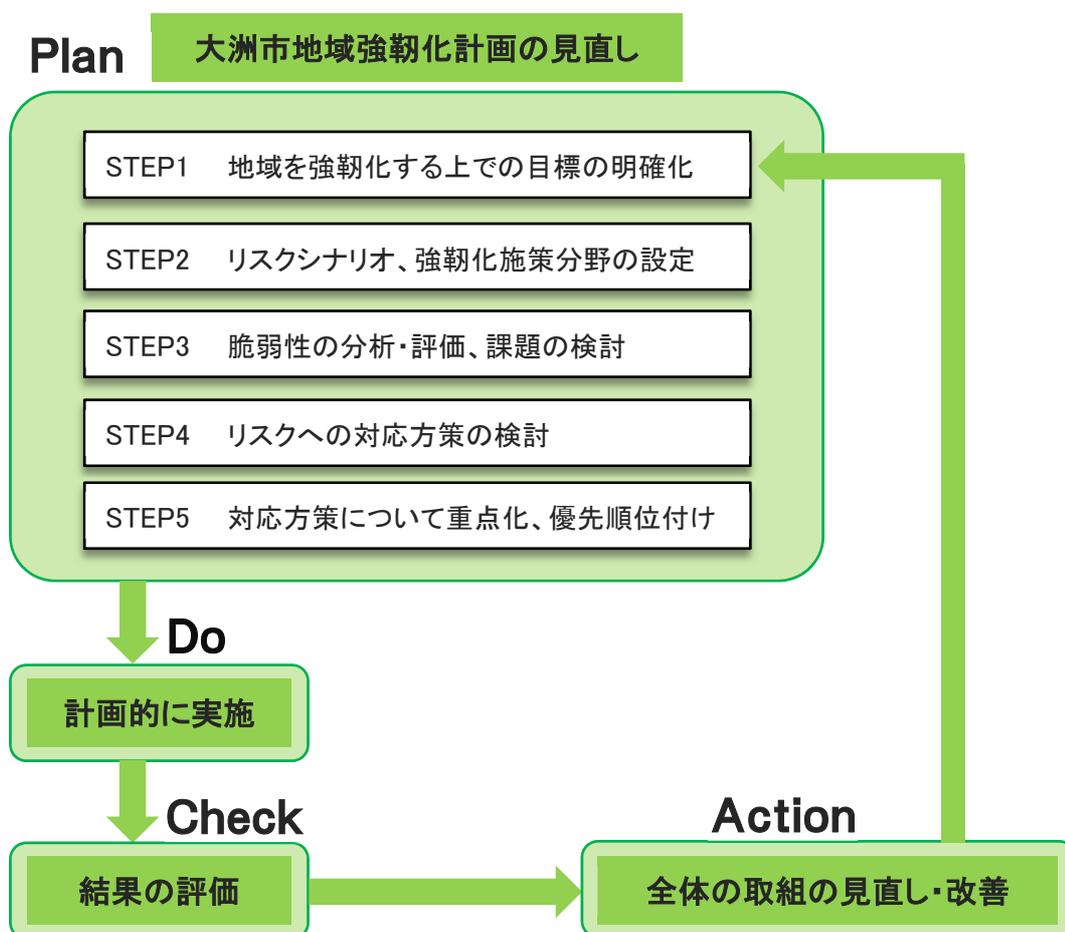
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	人命の保護	1-1	<u>巨大地震による多数の死傷者の発生</u>
		1-2	<u>大規模津波による多数の死傷者の発生</u>
		1-3	<u>大規模風水害による市街地等の浸水</u>
		1-4	<u>大規模土砂災害による多数の死傷者の発生</u>
		1-5	<u>情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大</u>
2	迅速な救助・救急、医療活動	2-1	<u>食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</u>
		2-2	<u>多数かつ長期にわたる孤立集落の発生</u>
		2-3	<u>警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞</u>
		2-4	<u>医療機能等の麻痺</u>
		2-5	避難所の機能不足等に伴う避難生活における支障の拡大
3	行政機能・情報通信機能の確保	3-1	<u>職員不足・施設損壊等による行政機能の大幅な低下</u>
		3-2	情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能
4	経済活動の機能維持	4-1	事業活動が再開できないことによる経済活動の低下
		4-2	<u>食料等の生産・供給の停滞</u>
		4-3	物流機能の大幅な低下
5	ライフラインの確保	5-1	<u>ライフラインの長期間にわたる機能停止</u>
		5-2	<u>交通ネットワークの分断</u>
6	二次災害の抑制	6-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大
		6-2	ため池、堤防等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-3	<u>有害物質の拡散・流出</u>
		6-4	農地、森林等の荒廃や風評被害による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興	7-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	<u>人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ</u>
		7-3	支援の遅れによる被災者の生活再建の大幅な遅れ

第5章

計画の推進

本計画に基づく強靱化施策を確実に推進するため、重要業績評価指標（KPI）を用いて、毎年度、計画の達成度や進捗状況を分析・評価し、必要に応じて計画の見直しを行うPDCAサイクルを繰り返し実施していくこととする。

総合計画、地域防災計画や他の分野別計画の国土強靱化に関する事項については、適切な時期に本計画で示された方針に基づき、必要な見直しを行っていく。



(参考)

1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性の評価結果

事前に備えるべき目標		1 人命の保護
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		評価の結果
1-1	<p>巨大地震による多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅・建築物等の倒壊等 ●避難路等の閉塞 ●住宅・建築物等の火災 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物等の倒壊による被害や避難路の閉塞を防ぐため、生命を守る耐震対策の重要性に関する啓発を進め、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 ○ 多くの人々が利用する学校、社会福祉施設、医療施設、市営住宅をはじめ、災害対策の拠点や避難所となる庁舎や消防施設、公民館、体育施設等については、早急に耐震化を進める必要がある。 ○ 主要構造部分の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震対策や家具の固定など建物内における安全対策も進める必要がある。 ○ 空き家が増加している現状を踏まえ、空き家の適切な管理や有効活用を促進するとともに、老朽化した危険な空き家については、避難路の閉塞や火災延焼の恐れがあるため、除却を促進する必要がある。 ○ ブロック塀や電柱の倒壊により、避難路が閉塞し、緊急自動車の通行を妨げるおそれがあるため、対策が必要である。 ○ 住宅等が密集する市街地については、火災の延焼を防止する対策が必要である。 ○ 市内各地で同時に発生した火災等に迅速に対応するため、消防の機能強化や広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化、資機材の充実などの対策を着実に進める必要がある。
1-2	<p>大規模津波による多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸保全施設等の機能喪失 ●津波が到達するまでに避難ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防・護岸等の海岸保全施設については、発生頻度の高い津波（レベル1津波）を対象として、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的かつ着実に進める必要がある。 ○ 河川堤防や樋門等の河川管理施設については、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進める必要がある。 ○ 津波到達前における確実な護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作員の安全確保を図るため、定期的な点検や操作体制を整備する必要がある。 ○ 津波が到達するまでに確実な避難を行うことができるように、避難路の整備や避難場所の確保等の対策を進める必要がある。
1-3	<p>大規模風水害による市街地等の浸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ●治水施設等が機能しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川堤防、樋門、ダム等の治水施設については、甚大な浸水被害を度々受けている現状を踏まえ整備を着実に進めるとともに、樋門、ダム等の河川構造物の適切な維持管理と長寿命化対策を推進する必要がある。 ○ 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、海岸保全基本計画に基づき海岸整備や既存施設の機能保全・強化を推進する必要がある。 ○ 集中豪雨等による大規模浸水に備え、雨水ポンプ場等の排水施設の整備や既存施設の適正な維持管理・耐震化を進

		めるとともに、肱川減災対策計画に基づき、内水による浸水被害の軽減を図る取組を行う必要がある。
1-4	<p>大規模土砂災害による多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅等が土砂に飲み込まれる ●農林業施設等が土砂に飲み込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県等と連携しながら、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を進める必要がある。 ○ 砂防関係施設については、適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する必要がある。 ○ 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）の発生に備え、対策等について検討する必要がある。 ○ 農地地すべり防止区域や林野地すべり防止区域においては、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害防止に向けて対策工事を着実に促進する必要がある。 ○ ため池等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を進めるとともに、ため池の決壊に備え、ハザードマップを作成する必要がある。 ○ 森林が有する多面的機能の維持に向けて、治山事業による山地災害防止対策や間伐等による森林の適正な管理・保全を着実に進める必要がある。
1-5	<p>情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震情報や避難情報等が伝わらない ●適切な避難誘導が行えない ●適切な避難行動がとれない ●地域で助け合えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定を超えるような災害が発生した場合においても、住民に必要な情報を確実に伝達できる体制を整備する必要がある。 ○ 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、適切に住民に対し避難勧告や避難指示（緊急）等を発令する必要がある。 ○ 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害やあらかじめ準備が可能な地震に対し、市や防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。 ○ 市民一人ひとりが生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることができるように、ホームページや広報紙など、あらゆる機会を通じて、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。 ○ 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるように、シェイクアウト訓練や避難訓練など市民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、災害対応の基本となる「自助」を推進する必要がある。 ○ 大規模地震発生直後における人命救出や避難誘導においては近隣住民等による共助が大きな役割を果たすため、自主防災組織活動の活性化に努めるとともに、地域における防災士等のリーダーの育成などに取り組む必要がある。 ○ 学校等において、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域の核となる学校を通じた地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。 ○ 高齢者、障がい者、乳幼児など、特に配慮を要する「要配慮者」の迅速な避難を支援する体制を整える必要がある。

事前に備えるべき目標		2 迅速な救助・救急、医療活動
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		評価の結果
2-1	<p>食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食料・飲料水等の枯渇 ●救援物資が届かない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に推進するとともに、長期断水に備え、応急給水体制や広域的な応援体制を整備する必要がある ○ ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じて、市民に対し、7日間程度(うち3日分は非常持出用)の食料等の家庭備蓄を呼びかける必要がある。 ○ 個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を推進し、流通備蓄の確保を図る必要がある。 ○ 国・県や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る必要がある。 ○ 災害の規模・状況に応じて市外等から救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う必要がある。 ○ 大規模災害に備え締結している他自治体との相互応援協定に基づき、連携した防災訓練等の実施や内容の見直し、詳細なマニュアルの作成など、協定の実効性の向上を図る必要がある。 ○ 災害時における食料や飲料水などの救援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行い、連携体制の維持・強化を図る必要がある。 ○ 大洲・八幡浜自動車道の早期整備、暫定2車線区間である四国縦貫自動車道(松山IC~大洲IC)や一般国道56号大洲道路の早期4車線化を着実に推進する必要がある。
2-2	<p>多数かつ長期にわたる孤立集落の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多数の孤立集落の発生 ●孤立状態の長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における災害対策を着実に進める必要がある。 ○ 国や県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する必要がある。 ○ 衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、消防防災ヘリ等による空からの救出・救助や物資の輸送等に必要な飛行場外臨時離着陸場の確保や整備を進める必要がある。
2-3	<p>警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防施設の損壊による救助・救急機能の喪失 ●人員・資源不足による救助・救急活動の停滞 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動の拠点となる消防署等の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要がある。 ○ 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練により災害対処能力の向上を図る必要がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模・状況に応じて全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、定期的に検証や見直しを行う必要がある。 ○ 地域防災の中核を担う消防団員について、県や関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る必要がある。
<p>2-4</p>	<p>医療機能等の麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー供給途絶による医療機能等の喪失 ●資源不足による医療機能等の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。 ○ エネルギー関係事業者は、施設や設備等の耐震化や津波対策などの災害対策を進めるとともに、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、関係機関との連携強化に努める必要がある。 ○ 大規模災害時における迅速かつ的確な医療救護活動等の展開に向けて、災害医療コーディネーターを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づき災害医療体制の充実強化を図る必要がある。 ○ 大規模災害時におけるドクターヘリ等による重症患者の広域搬送に向けて、ランデブーポイントの整備を進める必要がある。 ○ 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。 ○ 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化やICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備、また、対象者名簿の作成・連絡体制の確保、電子カルテのクラウド化等によるデータのバックアップ機能の整備を推進する必要がある。 ○ 大規模災害時における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMISS（広域災害救急医療情報システム）・DMH-ISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
<p>2-5</p>	<p>避難所の機能不足等に伴う避難生活における支障の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所を開設できない ●想定を超える帰宅困難者等の発生 ●被災地・避難所における感染症の集団発生 ●衛生環境の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の耐震化を計画的に推進するとともに、避難所の立地状況や収容可能人数、災害の規模・程度に応じて市民等を収容できる避難所の指定・拡充を図る必要がある。 ○ 避難所の安全を確認した上での迅速な開設や自主防災組織等と連携した運営体制の構築を図る必要がある。 ○ 避難者それぞれのプライバシーの確保や安心して生活できる支援体制を整備するとともに、必要な情報を円滑に入手できるように、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。 ○ 事業所や学校等においては、被災により従業員や生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、簡易トイレ、毛布などの備蓄に努める必要がある。 ○ 帰宅困難者や避難者に対し、大規模商業施設等と応援協定を締結し、店舗での情報提供や飲料水の提供、トイレ利用等の支援を行うことができる体制を整備する必要がある。

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。 ○ 宿泊施設等と連携し、外国人を含めた帰宅困難な観光客に対し適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。 ○ 平時から予防接種を促進するとともに、災害時には迅速に消毒等を行うことができる体制や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある。 ○ 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、近隣市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。
--	--	---

事前に備えるべき目標		3 行政機能・情報通信機能の確保
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		評価の結果
3-1	<p>職員不足・施設損壊等による行政機能の大幅な低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の被災による行政機能の喪失 ●災害対策本部の機能低下 ●職員不足による機能の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業継続計画（BCP）の策定について、最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。 ○ 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備しておくなど、事前の対策を継続的に実施する必要がある。 ○ 大規模災害時に、国や県、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る必要がある。 ○ 災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める必要がある。 ○ 災害対策本部の運営に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保に取り組む必要がある。 ○ 災害対策本部の要員に対し、各種研修や総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、職員の防災士の資格取得を促進する必要がある。 ○ 職員の絶対的不足に備え、他自治体から応援職員を受け入れる受援計画の策定を進める必要がある。
3-2	<p>情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災拠点施設の情報通信の停止 ●テレビ・ラジオ放送の中断 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する必要がある。 ○ 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の災害対策を進める必要がある。 ○ 庁舎等の防災拠点において、災害時に職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や対応手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要がある。 ○ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）や全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等の充実を図るとともに、市災害情報メール、県防災メール、えひめ河川メール等の普及を促進する必要がある。
--	--

事前に備えるべき目標		4 経済活動の機能維持
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		評価の結果
4-1	事業活動が再開できないことによる経済活動の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進するため、事業者に対し計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う必要がある。 ○ 被災した事業者に対し、金融機関や商工会議所等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する必要がある。
4-2	食料等の生産・供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における食料等の安定供給を図るため、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めるとともに、後継者の確保・育成や経営の効率化などを促進し、持続可能な生産体制を構築する必要がある。 ○ 一次産業における流通の中心となる農業協同組合や森林組合、漁業協同組合の災害対策を促進する必要がある。 ○ 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するために必要な農林水産業版事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進する必要がある。
4-3	物流機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標		5 ライフラインの確保
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		評価の結果
5-1	ライフラインの長期間にわたる機能停止 ●エネルギーの長期間にわたる供給停止 ●水道施設等の長期間にわたる供給停止 ●汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害による電力、ガス、通信などのライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する必要がある。 ○ 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど、顔の見える関係を構築し連携体制を強化する必要がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光、バイオマス等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。 ○ 大規模災害による長期断水を防ぐため、災害対策の拠点となる水道管理センターをはじめ、上水道や工業用水道など供給施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進するとともに、非常用資機材の備蓄整備等を図る必要がある。 ○ 長期断水に備え、応急給水体制や広域的な応援体制を整備するとともに、事業者と連携を図り、迅速な復旧体制を整備する必要がある。 ○ 水資源の重要性に関する啓発や、節水・雨水利用等に関する情報提供等を通じ、市民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより、節水型社会づくりを推進する必要がある。 ○ 水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。 ○ 下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧に向け、必要に応じて施設の事業継続計画（BCP）等の見直しを行う必要がある。 ○ 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、相互連携や代替性の確保など継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進するとともに、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を促進する必要がある。 ○ し尿収集事業者と連携し、災害後においても、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する必要がある。
<p>5-2</p>	<p>交通ネットワークの分断</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基幹交通ネットワークの分断 ●地域交通ネットワークの分断 ●港湾・漁港施設等の機能停止 ●鉄道施設の機能停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時の救命・救出活動や救援物資の輸送等を担う高速道路ネットワークにおける「大洲・八幡浜自動車道」の早期整備や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化、これらを補完する道路の改築等を着実に促進する必要がある。 ○ 大規模災害による高速道路等の幹線交通ネットワークの分断に備え、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、各種交通施設の耐震化・整備等の災害対策を促進する必要がある。 ○ 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、避難・救援道路、孤立するおそれのある集落における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、土砂災害防止対策等の災害対策を推進する。併せて、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の倒壊防止対策、無電柱化や看板・ガラス等の飛散・落下防止対策を推進する必要がある。 ○ 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。 ○ 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。 ○ 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の災害対策を進める必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における海上輸送ルートを確保するため、港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。 ○ 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるように、関係機関と連携した訓練の実施など、防災・復旧活動等の体制整備を促進する必要がある。 ○ 鉄道は、災害時における避難活動や救護活動、緊急救援物資等の輸送や復旧活動等を支える重要な交通手段であり、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。
--	---

事前に備えるべき目標		6 二次災害の抑制
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		評価の結果
6-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大 <ul style="list-style-type: none"> ●市街地の延焼拡大 ●建物倒壊等による交通麻痺等による延焼拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅等が密集する市街地については、火災の延焼を防止する対策が必要がある。 ○ 市内各地で同時に発生した火災等に迅速に対応するため、消防の機能強化や広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化、資機材の充実などの対策を着実に進める必要がある。 ○ 空き家が増加している現状を踏まえ、空き家の適切な管理や有効活用に関する啓発に努め、老朽化した危険な空き家については、避難路の閉塞や火災延焼の恐れがあるため、除却を促進する必要がある。 ○ ブロック塀や電柱の倒壊により、緊急自動車の通行を妨げるおそれがあるため、対策が必要である。 ○ 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。 ○ 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努め、速やかに緊急車両等の通行経路を確保する必要がある。 ○ 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
6-2	ため池、堤防等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防・護岸等の海岸保全施設については、発生頻度の高い津波を対象として、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的かつ着実に促進する必要がある。 ○ 河川堤防や樋門等の河川管理施設については、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を促進する必要がある。 ○ 地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。 ○ 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震化等の災害対策を図るとともに、一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。

6-3	有害物質の拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。 ○ 伊方原子力発電所の方が一事故に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づいて実践的な訓練を行うなど、原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。
6-4	<p>農地、森林等の荒廃や風評被害による被害の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地、森林等の荒廃 ●風評被害による経済への甚大な影響 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を促進する必要がある。 ○ 森林が有する多面的機能の維持に向けて、山地災害防止対策や森林の適正な管理・保全を着実に進めるとともに、地域コミュニティと連携し、森林保全活動や環境教育を推進する必要がある。 ○ 災害発生時における地理的な誤認や消費者の過剰反応などによる風評被害等を防ぐため、関係機関等からの正確な情報収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

事前に備えるべき目標		7 迅速な復旧・復興
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		評価の結果
7-1	<p>災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物の処理の停滞 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛媛県災害廃棄物処理計画」及び「市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。 ○ 廃棄物の迅速な処理に向け、災害廃棄物の仮置場として活用可能な用地を確保するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。 ○ 廃棄物処理施設については、燃料の備蓄など地震対策を推進し、災害時に早急に受け入れできる体制を整備する必要がある。 ○ 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
7-2	<p>人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●復旧・復興を担う人材の不足 ●地域コミュニティの崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路啓開等の復旧・復興で重要な役割を担う建設会社の事業継続計画（BCP）策定の促進や建設業の担い手確保につながる取組を推進するとともに、広域協定や民間との災害協定の締結を推進する必要がある。 ○ 職員の被災による機能の大幅な低下を避けるため、国・県や他自治体からの支援人員を円滑に受け入れるための体制を整備する必要がある。 ○ 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。 ○ 各地区における防災計画の策定を促進し、防災訓練、防災教育等を通じ、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。 ○ 周辺部においては、被災により住民が流出し、復興が困

		<p>難となる可能性があることから、集落間をネットワークでつなぐ「小さな拠点」の整備を進めるとともに、移住を促進する総合的な施策を展開し、地域の担い手として必要な人材を確保する必要がある。</p>
7-3	<p>支援の遅れによる被災者の生活再建の大幅な遅れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進する必要がある。 ○ 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する必要がある。 ○ 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、研修会等の開催を通じ、支援金の支給をはじめ各種事務処理を速やかに実施できる体制を整備する必要がある。 ○ 災害により住宅等を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。 ○ 被災から速やかに生活が再建できるよう、市税の特例措置や各種公共料金の減免措置を適切に実施する体制を整備する必要がある。 ○ 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を整備するとともに、被災後の復興を考える取組を支援し、まちづくりに関する意識啓発に努める必要がある。

2 推進方針に基づく取組一覧

【起きていると見られる最悪の事態(リスクシナリオ)】

1-1 巨大地震による多数の死傷者の発生

【対策】	1-1-1 住宅の耐震化等						
	施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
	耐震化率 住宅	住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震診断・改修等事業、民間建築物アスベスト安全対策事業含む)	市内一円	—	—	国・県・市	都市整備課
	耐震化率 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1項第1号)	住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震診断・改修等事業、民間建築物アスベスト安全対策事業含む)	市内一円	—	—	国・県・市	都市整備課
	耐震施設数 保育所	保育所施設整備事業	・徳森保育所 ・三善・八多喜地区認定こども園	R1～R8	650,000	市	子育て支援課
	耐震施設数 幼稚園(体育館を含む全棟の耐震化が完了した園、校数)	幼稚園施設整備事業	事業完了(6園)	H21～H28	49,804	市	子育て支援課
	耐震施設数 小学校(体育館を含む全棟の耐震化が完了した園、校数)	大洲市学校施設整備計画(耐震対策)	耐震施設整備完了小学校 12校/12校	H27～R4	2,790,761	市	教育総務課
	耐震施設数 中学校(体育館を含む全棟の耐震化が完了した園、校数)	大洲市学校施設整備計画(耐震対策)	耐震施設整備完了中学校 8/8校	H27～R4	5,473,639	市	教育総務課
	耐震施設数 福祉施設(老人DS若宮)	—	計画達成	—	—	市	高齢福祉課
	耐震施設数 福祉施設(総合福祉センター)	—	—	—	—	—	保健センター
	耐震施設数 福祉施設(大洲学園)	—	—	—	—	—	大洲学園
	耐震施設数 福祉施設(清和園)	—	事業完了	—	—	市	清和園
	耐震施設数 福祉施設(さくら苑)	—	—	—	—	—	さくら苑
	耐震施設数 福祉施設(脇川高齢者生活福祉センター)	—	計画達成	—	—	市	高齢福祉課
	耐震施設数 福祉施設(老人DS脇流苑)	—	計画達成	—	—	市	高齢福祉課
	耐震施設数 福祉施設(河辺老人福祉センター)	—	—	—	—	—	河辺支所
	耐震施設数 公民館	大和公民館建設事業	大和公民館	H30～R2	588,077	市	生涯学習課
	耐震施設数 公民館	脇南公民館建設事業(都市再生整備事業)	脇南公民館(地域交流センター)	R4～R7	1,708,922	市	生涯学習課
	耐震施設数 公民館	大川地区復興事業(復興支援課)	大川公民館	R4～R8	478,566	市	生涯学習課
	耐震施設数 体育施設(総合体育館、体育センター、長浜SC、長浜体育館、脇川農業者TC、旧小学校体育館(R元末14施設)、旧河辺中体育館)	大洲市公共施設等総合管理計画事業	耐震診断、耐震補強など	—	—	市	文化スポーツ課
	耐震施設数 市営住宅	公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業	耐震診断、耐震補強、除却、建替など	—	—	国・県・市	都市整備課
	耐震施設数 庁舎	—	—	—	—	—	財政契約課
	耐震施設数 消防署	消防本部庁舎耐震化事業	消防本部	H22～H25	76,000	大洲地区広域消防事務組合	消防署
	耐震施設数 消防署	大洲消防署長浜支署改築事業	大洲消防署長浜支署	H29～R1	260,000	大洲地区広域消防事務組合	消防署
	耐震施設数 消防署	大洲消防署川上支署耐震化事業	大洲消防署川上支署	H28～R1	46,000	大洲地区広域消防事務組合	消防署
【対策】	1-1-2 避難路等の閉塞対策						
	施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
	危険空き家除却戸数	空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業	市内一円	H28～R1	—	国・県・市	都市整備課
	空き家バンク登録物件数	空き家バンク制度	登録した空き家物件の情報発信	H29～	未定	市	復興支援課
	空き家バンク成約物件数	空き家バンク制度登録に伴う空き家所有者支援制度	空き家バンク物件家財道具・媒介手数料補助	H29～	未定	市	復興支援課
	ブロック塀等の耐震化	住宅・建築物安全ストック形成事業(ブロック塀等安全対策事業)	大洲市一円	R2～	—	国・県・市	都市整備課
	電気通信設備等の無電柱化	—	—	—	—	市	建設課
【対策】	1-1-3 火災対策						
	施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
	消防詰所の耐震化率	消防詰所改築事業	4箇所	～R4	—	市	危機管理課
	消防団員定数に対する実人数割合	—	—	—	—	市	危機管理課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】							
1-2 大規模津波による多数の死傷者の発生							
【対策】							
1-2-1 海岸保全施設等の整備・耐震化							
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署	
海岸保全施設の耐震化	海岸保全施設整備事業(海岸耐震対策)	各漁港区域内の海岸保全施設(市内5海岸)	検討中	未定	市	農山漁村整備課	
海岸保全施設の高潮・浸食対策	海岸保全施設整備事業(高潮・浸食対策)	各漁港区域内の海岸保全施設(市内5海岸)	検討中	未定	市	農山漁村整備課	
海岸保全施設の老朽化対策(長寿命化)	海岸メンテナンス事業(老朽化対策)	各漁港区域内の海岸保全施設(市内5海岸)(計画策定・補修工事)	H30～R11	120,948	市	農山漁村整備課	
海岸の水門等の改修・津波、高潮ハザードマップ作成等	津波・高潮危機管理対策緊急事業	各漁港区域内の海岸保全施設(市内5海岸)	検討中	未定	市	農山漁村整備課	
長浜港港湾施設の高潮・越波対策	港湾改修事業	長浜港臨港地区の護岸施設	H21～R7	202,472	市	農山漁村整備課	
【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】							
1-3 大規模風水害による市街地等の浸水							
【対策】							
1-3-1 治水施設等の整備							
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署	
肱川堤防整備率(国・県)	—	—	—	—	国・県	治水課	
下水道による雨水整備率	肱川第3排水区雨水排水整備事業	整備区域 A=9.9ha	R4～R7	238,400	国・市	上下水道課	
下水道施設維持計画	大洲市ストックマネジメント計画に係る施設改築事業	4施設 肱南浄化センター・肱北浄化センター 八尾雨水ポンプ場・中島雨水ポンプ場	H30～R4	569,800	国・市	上下水道課	
ポンプ排水業務委託箇所	浸水時ポンプ排水業務委託	7地区8箇所	継続	1年度当たり 4,000	市	治水課	
ゲート管理操作業務委託	旧嵩富川ゲート管理操作業務委託	柚木 旧嵩富川ゲート	継続	1年度当たり 452	市	治水課	
河川施設の整備	市道貫小屋線 交橋更新事業	市道貫小屋線 交橋 L=304.0m W=4.0(7.5)m	R2～R5	1,102,000	県・市	建設課	
【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】							
1-4 大規模土砂災害による多数の死傷者の発生							
【対策】							
1-4-1 土砂災害防止施設等の整備							
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署	
急傾斜地崩壊危険箇所の整備率 ※ランクⅠ(人家が5戸以上等を保全する箇所)を対象	急傾斜地崩壊対策事業	ランクⅠ 301箇所	H29～R8	2,680,000	県	建設課	
地籍調査進捗率	地籍調査費負担金、社会資本整備円滑化地籍整備事業	大洲市全域	s41～	未定	市	農山漁村整備課	
【対策】							
1-4-2 農地・森林保全施設の整備							
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署	
農地地すべり防止区域整備着手数	地すべり対策事業	市内の地すべり防止区域(14地区)	S37～R1	2,700,000	県	農山漁村整備課	
森林経営計画面積	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	市内全域	—	—	大洲市森林組合 森林所有者等	農林水産課	
間伐等の面積	森林環境保全直接支援事業、林業・木材産業成長産業化促進対策事業、美しい森林づくり基盤整備事業 など	市内全域	—	—	大洲市森林組合 森林所有者等	農林水産課	
ため池ハザードマップ作成	ため池ハザードマップ作成事業	大洲市全域、防災重点ため池	H25～R4	35,412	市	農山漁村整備課	
地籍調査進捗率〔再掲〕	地籍調査費負担金、社会資本整備円滑化地籍整備事業	大洲市全域	S41～	未定	市	農山漁村整備課	
【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】							
1-5 情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大							
【対策】							
1-5-1 情報伝達手段の多様化等							
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署	
防災行政無線のデジタル化率	防災行政無線整備事業	肱川・河辺地域デジタル化	R2～R3	778,463	市	危機管理課	
市災害情報メール登録者数	災害情報伝達手段多重化事業	R8年度末目標登録者数 5,000人	—	—	市	危機管理課	
防災行政無線スマートフォンアプリ登録者数	災害情報伝達手段多重化事業	R8年度末目標登録者数 5,000人	—	—	市	危機管理課	
【対策】							
1-5-2 適切な避難誘導							
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署	

避難情報の発令手順の整備	—	判断基準の見直し、情報伝達体制の構築	—	—	市	危機管理課
タイムライン（防災行動計画）の作成	—	市及び関係機関のタイムラインの作成	—	—	市	危機管理課
【対策】 1-5-3 防災意識の向上（自助の推進）						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
シェイクアウト訓練実施回数	—	年1回	—	—	市	危機管理課
【対策】 1-5-4 地域防災力の強化（共助の推進）						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
自主防災組織訓練実施率	地区防災活動推進事業	100%	—	—	市	危機管理課
区入世帯率	区入りの促進	周知、促進事例紹介、新築補助要件追加	H29～	未定	市	復興支援課
防災士資格取得者数	地区防災活動推進事業	R8年度末目標資格取得者数 500人	—	345/年	市	危機管理課
地区防災計画策定割合	地区防災活動推進事業	100%	—	—	市	危機管理課
教職員の防災士資格取得の推進	—	幼稚園教諭1名以上 各小中学校教員2名以上	H27～	—	市	教育総務課 子育て支援課
地域における避難支援体制の整備	避難行動要支援者名簿の調製	要支援者名簿の作成・提供	—	—	市	危機管理課
福祉避難所の整備	社会福祉施設等施設整備事業（国庫補助金）	木造2階建447㎡ うち避難スペース165㎡ 施工箇所：大洲市大洲	R4	126,720	社会福祉法人 朧友会	社会福祉課 高齢福祉課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止						
【対策】 2-1-1 食料・飲料水等の確保対策						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
上水道基幹管路耐震適合率	老朽管（石綿管）更新事業	送配水本管 φ200～φ400 L=7,160m	～R12	1,041,150	市	上下水道課
食料及び飲料水の備蓄量	—	食料 15,000食、飲料水 15,000ℓ	—	—	市	危機管理課
【対策】 2-1-2 救援物資の受入体制の整備						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
救援物資集積場所	—	集積場所の確保・見直し、受入訓練の実施	—	—	市	危機管理課
協定企業・団体数	—	企業・団体、連携体制の維持・強化	—	—	市	危機管理課
【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の発生						
【対策】 2-2-2 孤立集落対策の充実						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
衛星携帯電話整備台数	—	17台	—	—	市	危機管理課
飛行場外臨時離着陸場 39箇所	—	60箇所	—	—	市	危機管理課
災害・消防・防災施設の整備	ヘリポート整備事業	防災対応離着陸場 L=40m W=40m	検討中	未定	市	河辺支所
【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞						
【対策】 2-3-1 救助・救急活動拠点の機能強化						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
消防署耐震施設数〔再掲〕	消防本部庁舎耐震化事業	消防本部	H22～H25	76,000	大洲地区広域 消防事務組合	消防署
消防署耐震施設数〔再掲〕	大洲消防署長浜支署改築事業	大洲消防署長浜支署	H29～R1	260,000	大洲地区広域 消防事務組合	消防署
消防署耐震施設数〔再掲〕	大洲消防署川上支署耐震化事業	大洲消防署川上支署	H28～R1	46,000	大洲地区広域 消防事務組合	消防署
【対策】 2-3-2 救助・救急体制の連携・整備						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
県・市町合同図上訓練回数	—	年1回	—	—	市	危機管理課
県・市町合同訓練回数	—	年1回	—	—	市	危機管理課

救援機関の受入拠点の確保	—	受入拠点の確保、受入訓練の実施	—	—	市	危機管理課
消防団員定数に対する実人数割合〔再掲〕	—	—	—	—	市	危機管理課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-4 医療機能等の麻痺

施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
災害対策医療会議回数	災害医療対策事業	関係機関による会議開催 年2回	—	—	県	保健センター
大洲・喜多災害医療担当打合せ	災害医療対策事業	関係機関による会議開催 年2回	—	—	市	大洲病院
愛媛県ドクターヘリステーション数	地域ヘリポート整備事業	3箇所	H30～R2	7,393	市	危機管理課
災害時備蓄医薬品等の整備	災害医療対策事業	災害時備蓄薬剤について薬剤師会と協定を締結し、薬剤の配備・管理を行う。	R4	7,468	市	保健センター 危機管理課
地域医療ネットワーク導入病院数	地域医療連携事業	大洲市・喜多郡の10箇所の医療機関において診療情報を連携	—	—	大洲市・喜多郡医療連携推進協議会	保険年金課
電子カルテのクラウド化実施病院数	災害時病院体制強化事業	電子カルテサーバーのクラウド化の実施	—	—	各病院	大洲病院
E M I S 操作研修の実施	災害医療対策事業	月1回	—	—	県	大洲病院

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-5 避難所の機能不足等に伴う避難生活における支障の拡大

施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
指定避難所のうち市が所管する施設の耐震化率	大洲市指定避難所施設整備事業	R3年度末目標耐震化率 74%	—	—	市	各施設所管課
避難所開設体制整備箇所	大洲市指定避難所施設整備事業	R3年度末目標整備箇所 54箇所	—	—	市	危機管理課
公衆無線LAN(Wi-Fi)の市整備施設数	公衆無線LAN整備事業	指定避難所20施設、福祉避難所1施設	R3～R8	1,665	市	企画情報課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

3-1 職員不足・施設損壊等による行政近傍の大幅な低下

施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
市の事業継続計画	大洲市業務継続計画改定事業	大洲市業務継続計画の改定	R3	—	市	危機管理課
立地適正化計画の強化	立地適正化計画事業	防災指針の策定	R7	—	市	都市整備課
庁舎耐震化率〔再掲〕	—	—	—	—	—	財政契約課
災害対策本部職員の食料・飲料水確保率(3日分)	—	R8年度末目標確保率 100%	—	—	市	危機管理課
災害対策本部活動訓練回数	—	年1回	—	—	市	危機管理課
県・市町合同図上訓練回数	—	年1回	—	—	市	危機管理課
県・市町合同訓練回数	—	年1回	—	—	市	危機管理課
通信機器による情報伝達訓練回数	—	年4回	—	—	市	危機管理課
職員の防災士資格取得者数	—	R8年度末目標資格取得者数 90人	—	345/年	市	危機管理課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

3-2 情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能

施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
本庁・支所の公衆無線LAN整備数	—	—	—	—	—	企画情報課
市災害情報メール登録者数〔再掲〕	災害情報伝達手段多重化事業	R8年度末目標登録者数 5,000人	—	—	市	危機管理課

防災行政無線スマートフォンアプリ登録者数〔再掲〕	災害情報伝達手段多重化事業	R8年度末目標登録者数 5,000人	—	—	市	危機管理課
--------------------------	---------------	--------------------	---	---	---	-------

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

4-1 事業活動が再開できないことによる経済活動の低下

【対策】						
4-1-1 事業活動の再開・継続に向けた支援体制						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
ライフライン事業者(電気、ガス、水道供給、貨物輸送)の事業継続計画(BCP)策定率	—	市内ライフライン事業者(電気供給、ガス供給、貨物運送:会議所・商工会会員事業者)	H29~R3	—	市	商工業課
事業活動再開に向けた相談・支援体制の整備	—	きらめく大洲支援プロジェクトチーム	H28~R3	—	市	商工業課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

5-1 ライフラインの長期間にわたる機能停止

【対策】						
5-1-2 水道施設等の防災対策						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
水道基幹管路の耐震適合率〔再掲〕	老朽管(石綿管)更新事業	送配水本管 φ200~φ400 L=7,160m	~R12	1,041,150	市	上下水道課
【対策】						
5-1-3 汚水処理施設等の防災対策						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
下水道処理場・ポンプ場耐震化率	肱南浄化センター耐震診断事業	耐震診断一式	R4	31,900	国・市	上下水道課
重要な下水管渠地震対策実施率	—	—	—	—	—	上下水道課
合併処理浄化槽普及率	大洲市浄化槽設置整備事業	・新築、増改築における合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換 合計1,890基	R3~R9	774,828	国・県・市	環境生活課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

5-2 交通ネットワークの分断

【対策】						
5-2-2 地域交通ネットワークの整備等						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
交通通信体系の整備	道路整備機械更新	ダンプトラック(1台)・グレーダー(1台)	検討中	18,000	市	河辺支所
都市計画道路	若宮東大洲線外1路線道路改良事業	都市計画道路 若宮東大洲線 L=268m W=16.0m~17.0m (都市計画道路 大洲徳森線 L=243m W=13.0m~17.5m)	H28~R4	972,000	国・県・市	都市整備課
道路施設の整備〔再掲〕	市道貫小屋線 父橋更新事業	市道貫小屋線 父橋 L=304.0m W=4.0(7.5)m	R2~R5	1,102,000	県・市	建設課
【対策】						
5-2-3 港湾・漁港施設等の整備等						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
漁港施設の長寿命化	水産物供給基盤機能保全事業	市内全漁港(全7漁港の漁港施設)計画策定・保全工事	H27~R11	202,193	市	農山漁村整備課
港湾施設の長寿命化	長浜岸壁電気防食装置更新工事	L=190m(アルミニウム合金陽極 N=87個)	R8	12,020	市	長浜支所

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

6-1 地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大

【対策】						
6-1-1 市街地の延焼対策						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署

消防詰所耐震化率〔再掲〕	消防詰所改築事業	4箇所	～R4	—	市	危機管理課
消防団員数に対する実人数割合〔再掲〕	—	—	—	—	市	危機管理課
危険空き家除却戸数〔再掲〕	空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業	市内一円	H28	—	国・県・市	都市整備課
空き家バンク登録物件数〔再掲〕	空き家バンク制度 空き家バンク制度登録に伴う空き家所有者支援制度	登録した空き家物件の情報発信 空き家バンク物件家財道具・媒介手数料補助	H29～	未定	市	復興支援課
空き家バンク成約物件数〔再掲〕	空き家バンク制度利用（成約）に伴う支援制度	空き家バンク物件の取得・改修補助（要件有） 家財道具処分・媒介手数料補助	H29～	未定	市	復興支援課
【対策】 6-1-2 道路の閉塞対策と早期啓開						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
交通通信体系の整備〔再掲〕	道路整備機械更新	ダンプトラック（1台）・グレーダー（1台）	検討中	18,000	市	河辺支所

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 6-2 ため池、堤防等の損壊・機能不全による二次災害の発生						
【対策】 6-2-1 ため池、堤防等の災害対策						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
主要な極門の耐震化率（国・県）	—	—	—	—	国・県	治水課
海岸保全施設の耐震化〔再掲〕	海岸保全施設整備事業（海岸耐震対策）	各漁港区域内の海岸保全施設（市内5海岸）	検討中	未定	市	農山漁村整備課
海岸保全施設の高潮・浸食対策〔再掲〕	海岸保全施設整備事業（高潮・浸食対策）	各漁港区域内の海岸保全施設（市内5海岸）	検討中	未定	市	農山漁村整備課
海岸保全施設の老朽化対策（長寿命化）〔再掲〕	海岸メンテナンス事業（老朽化対策）	各漁港区域内の海岸保全施設（市内5海岸）（計画策定・補修工事）	H30～R11	120,948	市	農山漁村整備課
海岸の水門等の改修・津波、高潮ハザードマップ作成等〔再掲〕	津波・高潮危機管理対策緊急事業	各漁港区域内の海岸保全施設（市内5海岸）	検討中	未定	市	農山漁村整備課
長浜港湾施設の高潮・越波対策〔再掲〕	港湾改修事業	長浜港臨港地区の護岸施設	H21～R7	202,472	市	農山漁村整備課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 6-3 有害物質の拡散・流出						
【対策】 6-3-1 有害物質の拡散・流出対策						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
原子力防災訓練の訓練回数	原子力防災訓練事業	—	年1回	—	県・市	危機管理課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 6-4 農地、森林等の荒廃や風評被害等による被害の拡大						
【対策】 6-4-1 農地、森林等の保全等						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
農地・農業用水等の保全活動に取り組む面積	—	—	—	—	—	農山漁村整備課
森林経営計画面積〔再掲〕	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	市内全域	—	—	大洲市森林組合 森林所有者等	農林水産課
間伐等の面積〔再掲〕	森林環境保全直接支援事業、林業・木材産業成長産業化促進対策事業、美しい森林づくり基盤整備事業 など	市内全域	—	—	大洲市森林組合 森林所有者等	農林水産課
地籍調査進捗率〔再掲〕	地籍調査費負担金、社会資本整備円滑化地籍整備事業	大洲市全域	S41～	未定	市	農山漁村整備課

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ						
【対策】 7-1-1 災害廃棄物の処理体制の確立						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
災害廃棄物処理体制の整備	災害等廃棄物処理事業	—	—	—	市	環境生活課
【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 7-2 人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ						
【対策】 7-2-1 復旧・復興を担う人材の確保・育成						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等概算(千円)	実施主体	担当部署
建設業BCPの認定（県）を受けている建設業者の割合	事業継続計画（BCP）策定事業	事業継続計画（BCP） 24社	H29～R8	—	県	建設課
災害時受援計画の策定	災害時受援計画策定事業	—	R2	—	市	危機管理課

災害ボランティアコーディネーター研修会参加者	—	目標達成	—	—	市社協	高齢福祉課
【対策】						
7-2-2 地域コミュニティの活性化						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等 概算(千円)	実施主体	担当部署
地区防災計画策定割合〔再掲〕	地区防災活動推進事業	100%	—	—	市	危機管理課
自主防災組織訓練実施率〔再掲〕	地区防災活動推進事業	100%	—	—	市	危機管理課
【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】						
7-3 支援の遅れによる被災者の生活再建の大幅な遅れ						
【対策】						
7-3-1 被災者生活再建の支援						
施策	事業名	事業規模・箇所等	事業期間	事業費等 概算(千円)	実施主体	担当部署
被災宅地危険度判定士	—	市内一円	—	—	市	都市整備課
被災宅地危険度判定調整員	—	市内一円	—	—	市	都市整備課
被災建築物応急危険度判定士	—	市内一円	—	—	市	都市整備課
仮設住宅建設可能予定地面積	災害公営住宅整備事業、災害公営住宅等駐車場整備事業	年1回	—	—	国・県・市	都市整備課
地籍調査進捗率〔再掲〕	地籍調査費負担金、社会資本整備円滑化地籍整備事業	大洲市全域	S41～	未定	市	農山漁村整備課